

第 12 回中部地方不法投棄対策連絡会

日時：平成 29 年 3 月 13 日（月）13:30～15:30

場所：中部地方環境事務所 第 1 会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 産業廃棄物の不法投棄の状況等について
- 4 平成 29 年度における不法投棄対策等について
- 5 不法投棄対策に関する情報交換・意見交換
- 6 その他
- 7 閉会

<配布資料>

- ・ 第 12 回中部地方不法投棄対策連絡会出席者名簿
- ・ 第 12 回中部地方不法投棄対策連絡会座席表
- ・ 【資料 1】平成 28 年度における不法投棄対策に関する主な取組等について
- ・ 【資料 2-1】1. 中部地域における不法投棄件数・投棄量の推移
- ・ 【資料 2-2】2. 中部地域における不法投棄等の残存件数及び残存量
- ・ 【資料 3】不法投棄監視通報システム（監視カメラ）設置事業
- ・ 【資料 4】産業廃棄物不法投棄防止等ネットワーク事業実績表
- ・ 【資料 5】平成 29 年度における不法投棄監視等の取組予定について
- ・ 【資料 6】不用品回収業者に引き取られた廃家電の行き先
- ・ 【資料 7】廃棄物処理法及びバーゼル法の改正について
- ・ 【参考資料】中部地方不法投棄対策連絡会について

平成28年度における不法投棄対策に関する主な取組等について

環境省中部地方環境事務所
廃棄物・リサイクル対策課

1 産業廃棄物の不法投棄の状況（平成27年度）について

環境省では、毎年度、全国の都道府県及び政令市の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理事案について、新たに判明した不法投棄等事案の状況及び年度末時点の不法投棄等事案の残存量等を調査し、公表しています。

廃棄物処理法の累次の改正による規制の強化をはじめ、不法投棄等の未然防止・拡大防止のための様々な施策の実施等により、産業廃棄物の不法投棄等の新規判明事案の件数は減少してきています。

しかしながら、5,000トン以上の大規模な不法投棄事案は新たに3件(H26年度:1件)、不適正処理事案についても4件(H26年度:2件)判明し、5,000トン未満の規模のものを含めると、全体では143件(H26年度:165件)の不法投棄、261件(H26年度:146件)の不適正処理が新たに判明したと報告されており、いまだ不法投棄等の事案を撲滅するには至っていません。

【全国】

- ① 平成27年度に新たに判明したと都道府県等から報告のあった不法投棄事案の件数は143件（前年度165件、▲22件）、不法投棄量は16.6万トン（前年度2.9万トン、+13.7万トン）でした。
- ② 平成27年度に新たに判明したと都道府県等から報告のあった不適正処理事案の件数は261件（前年度146件、+115件）、不適正処理量は40.7万トン（前年度6.0万トン、+34.7万トン）でした。
- ③ 平成27年度末における不法投棄等の残存事案として都道府県等から報告のあった件数は2,646件（前年度2,582件、+64件）、残存量の合計は1,609.7万トン（前年度1,588.3万トン、+21.4万トン）でした。

【中部地方環境事務所管内】

- ① 平成27年度に新たに判明したと県から報告のあった不法投棄事案の件数は17件（前年度10件、+7件）、不法投棄量は1.7千トン（前年度6.8千トン、▲5.1千トン）でした。
- ② 平成27年度に新たに判明したと県から報告のあった不適正処理事案の件数は21件（前年度6件、+15件）、不適正処理量45.4千トン（前年度6.5千トン、+38.9千トン）でした。
- ③ 平成27年度末における不法投棄等の残存件数として都道府県等から報告のあったものは197件（前年度192件、+5件）、残存量の合計は3,735.0千トン（前年度3,752.5

千トン、▲17.5千トン) でした。

2 全国ごみ不法投棄監視ウィーク等に関連した取組

環境省では、毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの一週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、行政が一体となって監視や啓発活動等を一斉に実施するなど、廃棄物の不法投棄等の対策の取組を強化することとしています。

① 中部地方不法投棄対策連絡会

管内の国の地方支分部局及び地方公共団体の協力を得て、廃棄物の不法投棄対策に係る連携強化のため「中部地方不法投棄対策連絡会」を開催(平成28年3月9日)し、監視ウィーク期間等における不法投棄対策の取組に関して、参加各機関における協力・連携する施策について意見交換等を行いました。

本年度の監視ウィーク期間及びその周辺においても、関係機関が連携したスカイパトロール、シーパトロール、路上検査、クリーンキャンペーン等の取組が管内各地で実施されました。

② 「名古屋城から栄方面合同クリーンアップ活動」の実施

～行政・NPO・お掃除アイドルによる名古屋お掃除計画！！～

平成28年6月1日(水)、名古屋市の協力を得て、中部地方不法投棄対策連絡会の構成機関、NPO法人グリーンボード名古屋チーム及び、お掃除ユニット「名古屋CLEAR'S」と合同で、名古屋城周辺から栄方面にかけてクリーンアップ活動を実施しました。名古屋市内の繁華街での実施ということもあり、多くの市民の目に触れ、ポイ捨て防止の啓発につながったのではないかと考えています。

この活動には、90名が参加し、約1時間半の間に可燃ごみ5袋、不燃ごみ2袋、資源ごみ4袋、合計11袋(45リットルごみ袋)のごみを回収しました。回収したごみは名古屋市に処理していただきました。

3 不法投棄監視通報システム(監視カメラ)設置事業

自治体が不法投棄等を未然に防ぐため実施する不法投棄の監視、パトロール業務を支援する目的で、平成18年より不法投棄監視通報システム(監視カメラ)を貸出しています。

犯人検挙の重要な証拠資料となった場合や、設置場所での不法投棄が顕著に減少するなど一定の成果があり、今年度も15の自治体で設置を行いました。

4 中部地区産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業

不法投棄の未然防止と不法投棄発覚時における行政の早期対応を図ることを目的に、自治体において産業廃棄物の適正処理・不法投棄対策等を担当する職員を対象とした研修会(一般廃棄物担当職員研修も同時に)を管内2箇所で開催しました。

※ 福井会場：7月27日(水)～28日(木) 三重会場：8月22日(月)～23日(火)

5 廃家電等の不用品回収業者・不適正輸出事案への対応について

中国をはじめとする東アジアや東南アジア各国へのスクラップ等の循環資源の輸出が増加している中、脱法的に特定有害廃棄物等を海外へ輸出し、輸出先国で環境問題を引き起こしている事案が発生しています。

当事務所では、輸出入業者等からの事前相談をはじめ、税関等との連携による監視・取締り等の水際対策（立入検査、現地確認等）に努めているところです。

特に、環境省では、不用品回収業者による廃家電の不適正処理対策を強化するため、平成24年3月19日付け通知で「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断基準」¹を示しました。当該通知を受け、当事務所では、廃家電の不法輸出の水際対策として、税関や県・政令市、市町村と連携し、使用済家電製品(廃家電)が含まれるおそれがあるメタルスクラップの輸出の際の取り締まりを強化しており、継続的な監視・指導を行っています。

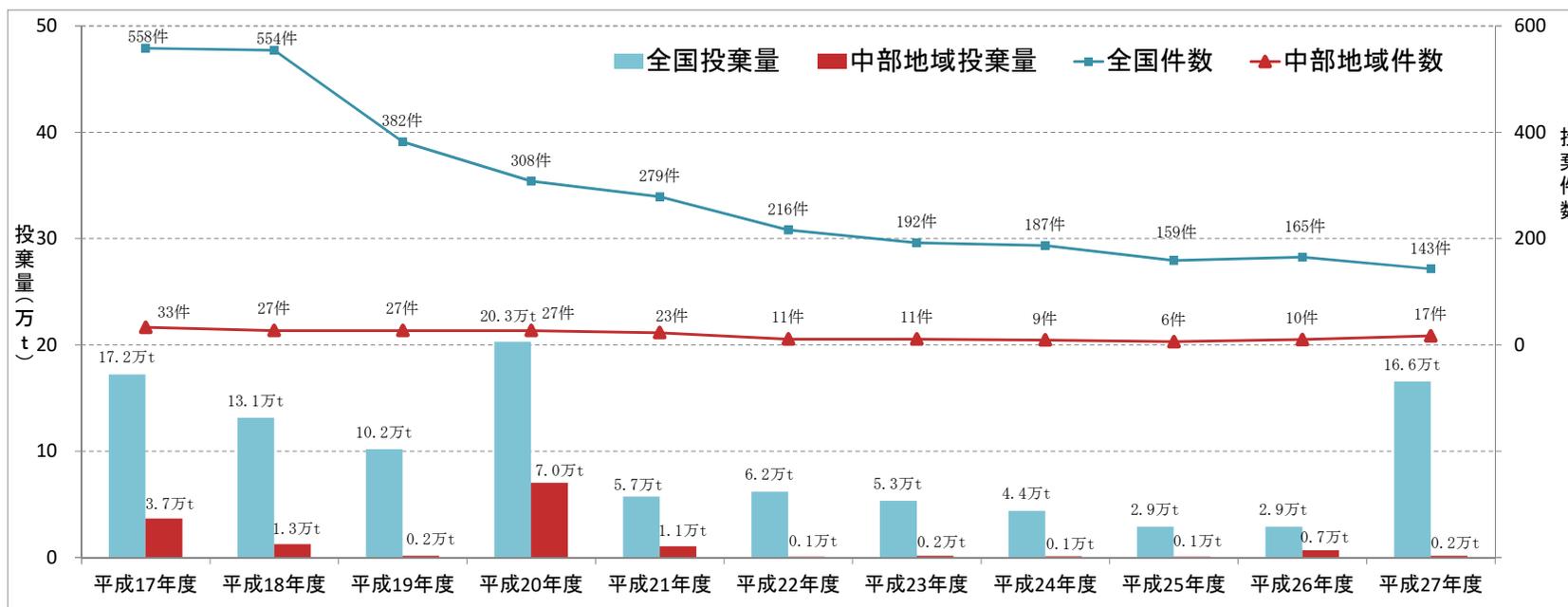
関係する自治体におかれましては、廃棄物処理法に抵触する不用品回収業者の取締りや指導を引き続きよろしくお願いいたします。

¹ 【H24.3.19 通知】 使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19506&hou_id=14992

【資料2-1】

1.中部地域における不法投棄件数・投棄量の推移(都道府県別、平成17～平成27年度、新規判明事案)

都道府県名	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)
富山県	4	160	0	0	1	11	2	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	10	1,924	11	2,152	2	64	5	773	4	88	3	89	5	113	2	230	0	0	6	160	1	11
福井県	3	218	3	2,184	4	473	7	361	8	357	3	126	2	917	2	531	2	73	1	200	2	92
長野県	1	20	2	85	0	0	0	0	1	9,220	0	0	1	119	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	3	33,500	1	238	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	629
愛知県	1	60	4	7,770	5	476	5	998	5	540	1	150	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
三重県	11	808	6	130	14	507	8	68,005	5	393	4	311	3	390	5	205	3	601	3	6,390	12	1,007
合計	33	36,690	27	12,559	27	1,571	27	70,177	23	10,598	11	676	11	1,539	9	966	6	704	10	6,750	17	1,739
全国	558	172,179	554	131,233	382	101,718	308	202,730	279	57,274	216	61,944	192	53,311	187	43,875	159	28,840	165	28,773	143	165,550



【資料2-2】

2. 中部地域における不法投棄等の残存件数及び残存量（市町村別、平成27年度末時点）

*小数点以下の端数処理により合計値に相違がある場合があります

場所(市区町村名)	件数	量(トン)
富山県	1	205
水見市	1	205
小計	1	205
富山市	0	0
小計	0	0
石川県	46	97,879
かほく市	7	2,562
加賀市	10	7,514
穴水町	2	102
志賀町	1	84
七尾市	2	43
小松市	10	80,986
津幡町	3	353
能登町	2	159
宝達志水町	2	1,269
輪島市	5	2,671
小計	44	95,743
金沢市	2	2,137
小計	2	2,137
福井県	8	897,255
あわら市	3	11,123
越前市	1	44,014
高浜町	1	129
坂井市	1	48
敦賀市	1	840,689
福井市	1	1,252
小計	8	897,255
長野県	20	52,753
伊那市	1	800
駒ヶ根市	3	4,071
高山村	1	4,282
小諸市	1	48
松本市	1	540
上田市	2	10,552
須坂市	2	991
生坂村	1	1,650
筑北村	1	472
東御市	1	78
富士見町	1	400
平谷村	1	355
小計	16	24,239
長野市	4	28,514
小計	4	28,514

場所(市区町村名)	件数	量(トン)
岐阜県	36	90,396
羽島市	2	2,381
各務原市	3	1,281
関市	1	8,500
海津市	1	2,257
郡上市	2	1,077
恵那市	1	1,825
御嵩町	1	30
高山市	1	226
山県市	1	19,000
瑞穂市	2	5,922
瑞浪市	5	16,811
川辺町	1	800
土岐市	3	9,980
東白川村	1	441
美濃加茂市	2	5,436
美濃市	2	2,749
揖斐川町	3	5,660
輪之内町	1	944
小計	33	85,320
岐阜市	3	5,077
小計	3	5,077
愛知県	40	672,346
安城市	1	5,622
一宮市	6	100,625
稲沢市	3	8,153
犬山市	2	17,441
江南市	2	554
春日井市	1	65,423
新城市	1	875
瀬戸市	3	63,367
西尾市	2	61,626
知多郡美浜町	1	2,972
田原市	2	23,675
東郷町	1	25,109
豊川市	3	115,232
弥富市	2	65,226
小計	30	555,900
名古屋市	0	0
小計	0	0
豊田市	4	11,673
小計	4	11,673
豊橋市	6	104,773
小計	6	104,773
岡崎市	0	0
小計	0	0
三重県	46	1,924,140
いなべ市	2	57,010
伊賀市	6	51,866
亀山市	1	1,710
桑名市	3	135,284
菟野町	1	7,600
四日市市	6	1,537,918
松阪市	6	46,952
津市	10	30,024
南伊勢町	1	15
尾鷲市	1	10
名張市	1	6,960
明和町	1	32,434
鈴鹿市	7	16,356
小計	46	1,924,139
合計	197	3,734,974

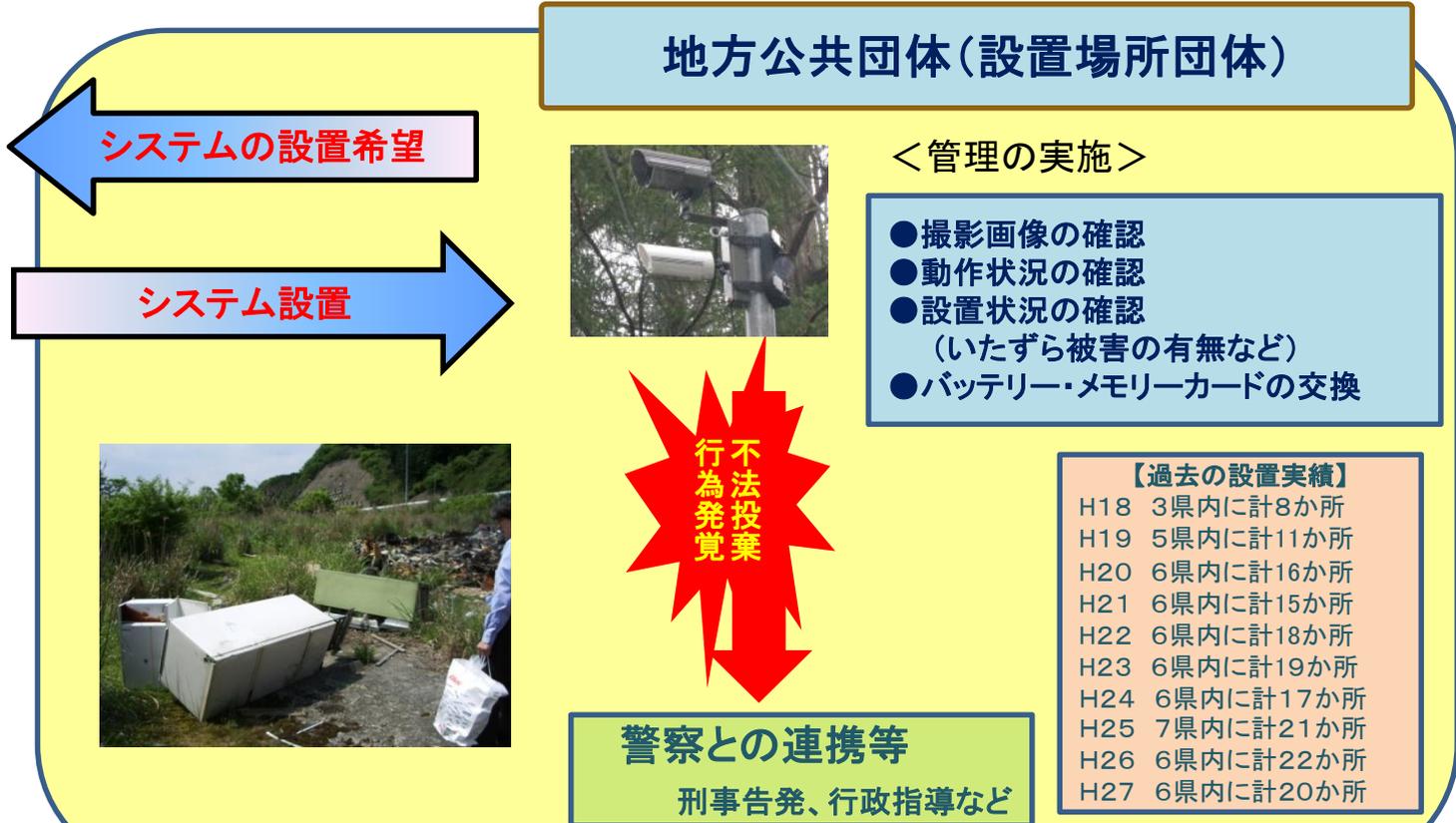
不法投棄監視通報システム(監視カメラ)設置事業

中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

(概要) 不法投棄監視パトロール業務の一環として監視カメラを設置することにより、効率的に不法投棄を減少させることを目的とする。

中部地方環境事務所が地方公共団体と連携して設置し、設置後の管理等は地方公共団体が行う。撮影された画像から行為者が特定された事例もある。

中部地方環境事務所(設置者)



産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業実績表

平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	
廃棄物行政に関する研修会						産業廃棄物適性処理担当者連絡会議			
<p>福井県研修会(福井市:H28.7.27~28)</p> <p>○講演 ①廃棄物処理法の必須知識(基礎編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②廃棄物処理法の必須知識(応用編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③自治体事例報告:行政事例とコンプライアンス 長野県環境部 是永 剛 氏 ④PCB廃棄物処理の経緯及び平成28年度改正PCB特 別措置法の概要 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐 福井 和樹 氏</p> <p>参加数 1日目:38名 2日目:38名</p> <p>三重県研修会(四日市市:H28.8.22~23)</p> <p>○講演 ①廃棄物処理法の必須知識(基礎編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②廃棄物処理法の必須知識(応用編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③自治体事例報告:行政事例とコンプライアンス 長野県環境部 是永 剛 氏 ④PCB廃棄物処理の経緯及び平成28年度改正PCB特 別措置法の概要 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐 今井 亮介 氏</p> <p>参加数 1日目:67名 2日目:68名</p>	<p>石川県研修会(金沢市:H27.8.18~19)</p> <p>○講演 ①廃棄物処理法の必須知識(基礎編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②廃棄物処理法の必須知識(応用編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③三重県における不適正処理に係る行政代執行について 三重県環境部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム 班長 水谷 博和 氏 ④水俣条約を踏まえた水銀廃棄物への対応等 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐 水谷 好洋 氏</p> <p>参加数 1日目:39名 2日目:46名</p> <p>岐阜県研修会(岐阜市:H27.8.25~26)</p> <p>○講演 ①廃棄物処理法の必須知識(基礎編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②廃棄物処理法の必須知識(応用編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③三重県における不適正処理に係る行政代執行について 三重県環境部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム 班長 水谷 博和 氏 ④水俣条約を踏まえた水銀廃棄物への対応等 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐 池田 克弥 氏</p> <p>参加数 1日目:102名 2日目:113名</p>	<p>富山県研修会(富山市:H26.10.16~17)</p> <p>○講演 ①廃棄物処理法の必須知識(基礎編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②廃棄物処理法の必須知識(応用編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③岐阜市における不用品回収業者への対応 岐阜市環境事業部環境事業課南部環境事務所 所長 副主幹 鹿嶋 宏治 氏 岐阜市環境事業部環境事業課不法投棄対策係 副主査 近藤 伸 氏 ④平成22年廃棄物処理法改正及び各種通知について 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課法令係 係長 西川 絵理 氏</p> <p>参加数 1日目:44名 2日目:49名</p> <p>愛知県研修会(名古屋市:H26.10.27~28)</p> <p>○講演 ①廃棄物処理法の必須知識(基礎編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②廃棄物処理法の必須知識(応用編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③岐阜市における不用品回収業者への対応 岐阜市環境事業部環境事業課南部環境事務所 所長 副主幹 鹿嶋 宏治 氏 岐阜市環境事業部環境事業課不法投棄対策係 副主査 近藤 伸 氏 ④平成22年廃棄物処理法改正及び各種通知について 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課法令係 係長 西川 絵理 氏</p> <p>参加数 1日目:105名 2日目:126名</p>	<p>長野県研修会(長野市:H25.10.17~18)</p> <p>○講演 ①廃棄物処理法の必須知識(基礎編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②廃棄物処理法の必須知識(応用編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③行政代執行とその事例 岐阜市産業廃棄物特別対策課 藤嶋 義正 氏 ④改正行政処分指針及び規制改革通知について 環境省産業廃棄物課 西川 絵理 氏</p> <p>参加数 1日目:47名 2日目:47名</p> <p>三重県研修会(津市:H25.11.11~12)</p> <p>○講演 ①廃棄物処理法の必須知識(基礎編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②廃棄物処理法の必須知識(応用編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③行政代執行とその事例 岐阜市産業廃棄物特別対策課 藤嶋 義正 氏 ④改正行政処分指針及び規制改革通知について 環境省産業廃棄物課 佐原雅乃 氏</p> <p>参加数 1日目:61名 2日目:89名</p>	<p>福井県研修会</p> <p>○講演 ①入門廃棄物処理法 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②不用品回収に関する事例報告 北九州市環境局環境監視部監視指導課長 青柳祐治 氏 ③豊田市における行政代執行事例報告 豊田市環境部廃棄物対策課 新實勝久 氏 ④不法投棄の現場対応について(廃家電無許可処分業者編) 京都府文化環境部環境・エネルギー局循環型社会推進課 岩城吉英 氏</p> <p>参加数 1日目:29名 2日目:44名</p> <p>岐阜県研修会</p> <p>○講演 ①入門廃棄物処理法 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②不用品回収に関する事例報告 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③岐阜市における行政代執行事例報告 豊田市環境部廃棄物対策課 新實勝久 氏 ④不法投棄の現場対応について(廃家電無許可処分業者編) 京都府文化環境部環境・エネルギー局循環型社会推進課 岩城吉英 氏</p> <p>参加数 1日目:103名 2日目:112名</p>	<p>石川県連絡会</p> <p>○講演 ①廃棄物処理法の基礎知識 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②廃棄物処理法の基礎知識(応用編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③廃棄物の輸出入について 環境省 曾山信雄 氏 ④事例に関する情報交換 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 京都府 岩城吉英 氏 ⑤行政処分の指針の解説 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 環境省 菊澤信夫 氏 ⑥不適正処理案件の事例報告 三重県 西田憲一 氏 ⑦不法投棄等の現場対応 京都府 岩城吉英 氏 ⑧事例研究 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 京都府 岩城吉英 氏</p> <p>参加数~75名</p> <p>愛知県連絡会</p> <p>○講演 ①廃棄物処理法の基礎知識 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ②廃棄物処理法の基礎知識(応用編) BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 ③廃棄物の輸出入について 環境省 曾山信雄 氏 ④事例に関する情報交換 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 京都府 岩城吉英 氏 ⑤行政処分の指針の解説 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 環境省 菊澤信夫 氏 ⑥不適正処理案件の事例報告 長野県 是永 剛 氏 ⑦不法投棄等の現場対応 京都府 岩城吉英 氏 ⑧事例研究 BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 京都府 岩城吉英 氏</p> <p>参加数~147名</p>	<p>産業廃棄物適正処理担当者連絡会議</p> <p>産業廃棄物適正処理担当者連絡会議</p> <p>○講演 ①「行政処分の指針」について 弁護士 鈴木 道夫 氏 ②「業許可にみる会計学」について 公認会計士 山田 咲道 氏 ③H22改正廃棄物処理法の概要について 京都府 岩城吉英 氏</p> <p>参加数~22名</p> <p>産業廃棄物適正処理担当者連絡会議</p> <p>○講演 ①【廃棄物処理法の動向と「行政処分の指針」について】 環境省 青山清 氏 ②【産廃行政における会計学の基礎】 公認会計士 山田 咲道 氏 ③【不法投棄等未然防止への課題と展望について】 京都府 岩城吉英 氏</p> <p>参加数~26名</p> <p>産業廃棄物適正処理担当者連絡会議</p> <p>○講演 ①「行政処分の指針」 弁護士 鈴木 道夫 氏 ②「資産調査と費用の求償」 公認会計士 山田 咲道 氏 ③「不法投棄等の未然防止対策について」 京都府 岩城吉英 氏</p> <p>参加数~27名</p>	産業廃棄物不法投棄防止(地域別)セミナー		
<p>産業廃棄物不法投棄防止セミナー</p> <p>富山県セミナー</p> <p>○講演 ①H22改正廃棄物処理法の概要、「行政処分の指針」と監視指導のあり方について 環境省 矢野義春 氏 ②「札幌市における行政代執行事例報告」について 札幌市 高田 善之 氏</p> <p>参加数~76名</p>		<p>産業廃棄物不法投棄防止セミナー</p> <p>長野県セミナー</p> <p>○講演 ①【廃棄物処理法の動向と「行政処分の指針」について】 環境省 青山清 氏 ②【奈良市における行政代執行事例報告について】 奈良市 仲西範嘉 氏</p> <p>参加数~84名</p>		<p>産業廃棄物不法投棄防止セミナー</p> <p>三重県セミナー</p> <p>○講演 ①「処理基準、施設基準等」 埼玉県 葛西聡 氏 ②「群馬県の行政代執行事例報告について」 群馬県 小見洋 氏</p> <p>参加数~175名</p>					

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：北陸農政局

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
活動組織	国・県・市町村	多面的機能支払交付金 資源向上支払(共同活動)	適宜	平成26年度	活動組織等の 保安全管理区域 内	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援 資源向上支払(共同活動)の農村環境保全活動において、不法投棄防止のため施設等の定期的な巡回点検・清掃を実施することも可能	地域資源の保安全管理を目的としており、不法投棄対策だけを目的に行う事業ではない。
北陸農政局	新潟県、富山県、石川県、福井県、各県適正処理推進協議会、関係農業団体等	北陸地域農業生産資材適正処理推進協議会	未定	平成13年度	管轄区域内	使用済の農業生産資材の適正処理を推進するため、構成員が適正処理に関する情報の収集・提供や、普及・啓発等の業務を行う	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：東海農政局

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
活動組織	国・県・市町村	多面的機能支払交付金 資源向上支払(共同活動)	適宜	平成26年度	活動組織等の 保安全管理区域 内	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援 資源向上支払(共同活動)の農村環境保全活動において、不法投棄防止のため施設等の定期的な巡回点検・清掃を実施することも可能	地域資源の保安全管理を目的としており、不法投棄対策だけを目的に行う事業ではない。
東海農政局	岐阜県、愛知県、三重県、各県適正処理推進協議会、関係農業団体等	東海ブロック農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会	未定	平成13年度	管轄区域内	使用済の農業生産資材の適正処理を推進するため、構成員が適正処理に関する情報の収集・提供や、普及・啓発等の業務を行う	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 中部森林管理局

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県内森林管理署等	各関係機関	不法投棄防止一斉パトロール	5月～7月	H17年度	管轄区域内	人目につきにくい森林への家電品や家庭ゴミ等の不法投棄は増加しているため、不法投棄の防止のための啓発活動を関係機関等と連携し、森林管理署単位で実施する。	
富山森林管理署	各関係機関	不法投棄防止一斉パトロール	5月～7月	H17年度	管轄区域内	人目につきにくい森林への家電品や家庭ゴミ等の不法投棄は増加しているため、不法投棄の防止のための啓発活動を関係機関等と連携し実施する。	
岐阜県内森林管理署	各関係機関	不法投棄防止一斉パトロール	5月～7月	H17年度	管轄区域内	人目につきにくい森林への家電品や家庭ゴミ等の不法投棄は増加しているため、不法投棄の防止のための啓発活動を関係機関等と連携し、森林管理署単位で実施する。	
愛知森林管理事務所	各関係機関	不法投棄防止一斉パトロール	5月～7月	H17年度	管轄区域内	人目につきにくい森林への家電品や家庭ゴミ等の不法投棄は増加しているため、不法投棄の防止のための啓発活動を関係機関等と連携し実施する。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県内森林管理署等	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施する。	
富山森林管理署	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施する。	
岐阜県内森林管理署	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施する。	
愛知森林管理事務所	各関係機関	国有林ゴミゼロ運動	5月	H25年度	管轄区域内	毎年5月30日のゴミゼロ運動に併せ、「国有林ゴミゼロ運動」を設定し、各関係機関と連携し、レクリエーションの森等で清掃活動等を実施する。	
長野県内森林管理署等・各関係機関		クリーン活動	7月	H17年度	管轄区域内	毎年7月を「国民の森林」クリーン月間」と設定し、各関係機関と連携し、清掃活動等を実施する。	
富山森林管理署・各関係機関		クリーン活動	7月	H17年度	管轄区域内	毎年7月を「国民の森林」クリーン月間」と設定し、各関係機関と連携し、清掃活動等を実施する。	
岐阜県内森林管理署・各関係機関		クリーン活動	7月	H17年度	管轄区域内	毎年7月を「国民の森林」クリーン月間」と設定し、各関係機関と連携し、清掃活動等を実施する。	
愛知森林管理事務所・各関係機関		クリーン活動	7月	H17年度	管轄区域内	毎年7月を「国民の森林」クリーン月間」と設定し、各関係機関と連携し、清掃活動等を実施する。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 近畿中国森林管理局

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川森林管理署	関係団体	不法投棄防止一斉パトロール	通年		石川県内の国有林	不法投棄の懸念の大きい林道周辺、過去に不法投棄を発見した箇所及び入込者の多い名称及び景勝地等を主にパトロール	
福井森林管理署	関係団体	不法投棄防止一斉パトロール	通年		福井県内の国有林	不法投棄の懸念の大きい林道周辺、過去に不法投棄を発見した箇所及び入込者の多い名称及び景勝地等を主にパトロール	
三重森林管理署	関係団体	不法投棄防止一斉パトロール	通年		三重県内の国有林	不法投棄の懸念の大きい林道周辺、過去に不法投棄を発見した箇所及び入込者の多い名称及び景勝地等を主にパトロール	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川森林管理署	関係自治体及びボランティア団体等	「国民の森林」クリーン月間	7月中	H19	石川県内の国有林	関係機関等との協力が得られる箇所で水源地、景勝地等で地域との関わりが深い箇所及び観光地等で入込者が多い箇所で不法投棄の防止や清掃活動のPRを行う。	
福井森林管理署	関係自治体及びボランティア団体等	「国民の森林」クリーン月間	7月中	H19	福井県内の国有林	関係機関等との協力が得られる箇所で水源地、景勝地等で地域との関わりが深い箇所及び観光地等で入込者が多い箇所で不法投棄の防止や清掃活動のPRを行う。	
三重森林管理署	関係自治体及びボランティア団体等	「国民の森林」クリーン月間	7月中	H19	三重県内の国有林	関係機関等との協力が得られる箇所で水源地、景勝地等で地域との関わりが深い箇所及び観光地等で入込者が多い箇所で不法投棄の防止や清掃活動のPRを行う。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 中部経済産業局

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
中部地方環境事務所等	NPOグリーンバード名古屋チーム	第2回名古屋城から栄方面合同クリーンアップ活動	6月1日	27年度	名古屋市内	三の丸から栄までゴミを拾い集める	
中部経済産業局	名古屋市、産業技術総合研究所中部センター、富山高等専門学校等	平成28年度小型家電リサイクル啓発事業	8月6日	26年度	産業技術総合研究所中部センター	親子が廃小型家電から金を取り出すイベント。金を取り出す化学反応を待っている時間に不法投棄防止の啓発をした。	
中部経済産業局	グリーンサイクル(株)等	平成28年度家電プラント見学会	2月2日	25年度	グリーンサイクル(株)	四日市の消費者等を対象に家電リサイクルプラント見学会を実施。見学の前に不法投棄防止の啓発をした。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 近畿経済産業局

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
近畿経済産業局	近畿地方環境事務所	家電、小型家電、自動車リサイクル法に基づく立入検査	随時	平成13年度	近畿管内	立入検査等の実施により、不適正処理、不法投棄を防止	
近畿経済産業局	近畿地方環境事務所	家電リサイクルプラント見学会	10月頃	平成25年度	近畿管内	10月の3R推進月間に開催し、消費者及び家電小売店等に対し適切な家電のリサイクルの仕組みを周知し、不適正処理、不法投棄を防止	
近畿経済産業局	商業組合	消費者懇談会等	随時	平成27年度	近畿管内	消費者等に対し適正処理に関する説明・意見交換等を実施し、不適正処理、不法投棄を防止	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：中部地方整備局(国土交通省)

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
国土交通省 全ての河川、ダム、海岸関係事務所	自治体、市民団体等	河川、海岸巡視	通年		直轄管理区域内	河川、海岸を日常的に巡視するとともに河川管理用カメラでも補助的に監視することで、不法投棄の抑止や不法投棄の早期発見と対応を実施。特に河川、海岸愛護月間(7月)中などに、直轄管理区域等周辺の自治体、市民団体等と連携して不法投棄監視のパトロールを実施。	
国土交通省 全ての河川、ダム関係事務所		河川管理施設の維持管理と不法投棄防止のための施設設置	通年		直轄管理区域内	河川の維持管理の中で、橋脚に引っかかったゴミやダム、堰に貯まったゴミなど治水上支障となるゴミの回収を実施するとともに、不法投棄禁止看板や不法投棄を行う車両の進入防止柵などを設置。	
国土交通省 全ての道路関係事務所		直轄国道の維持管理 ①道路パトロール、②道路清掃、③不法投棄注意看板設置	通年		全国の直轄管理国道	①道路パトロールを実施し、ごみ不法投棄が発見され、通行に支障になる場合はパトロール員により撤去、又は、日常の維持作業の中で撤去。②道路の機能および美観の保持ならびに沿道環境の保全を目的に道路清掃を人力、清掃車等により実施。③頻繁にごみ不法投棄が為される道路敷地において、不法投棄防止の注意喚起看板等を設置。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
該当なし							

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
国土交通省		河川、海岸愛護月間の実施	7月		全国各地	国民の共有財産である河川、海岸を貴重な生活空間として良好な状態に保つため、河川、海岸の愛護運動の推進に必要な施策を積極的に展開する。この運動の中で河川、海岸のゴミ関係の施策として、良好な河川、海岸の環境の創出のためのゴミの清掃等、河川や海岸にゴミ等を投棄しないように呼びかけを行う等の啓発等の施策を推進。	
国土交通省 多くの河川、ダム関係事務所	自治体、市民団体、学校等	住民参加による清掃活動の実施や普及啓発活動の実施	随時		直轄管理区域内	直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などと連携して、住民参加による河川敷およびダム湖周辺の清掃活動を実施。また、住民に対して不法投棄防止に向けて普及啓発するため、ゴミの不法投棄場所などを示すマップ等を作成し、ホームページ等を通じて広く周知。	
国土交通省		環境教育	随時		全国各地	出前講座等による環境教育等を実施。	
国土交通省中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県	各河川・海岸沿いの市町村、賛同企業や団体等	川と海のクリーン大作戦	秋		伊勢湾・三河湾に流入する主要河川及び海岸	地元自治体・企業・団体等と連携して住民に呼びかけを行い、河川及び海岸の一斉清掃活動を実施。	85
国土交通省、都道府県、市町村、各高速道路株式会社等	都道府県、市町村、各高速道路株式会社等	道路ふれあい月間	8月		全国	道路清掃(道路を利用している国民の方々が改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただくこと等を目的として、全国の道路管理者が主催し8月に各種運動を展開。その一環として、地域住民等が主体となり道路清掃を実施。)	
国土交通省	市町村、住民グループ等	ボランティア・サポート・プログラム	通年		全国の直轄管理国道	住民グループ等(実施団体)と道路管理者、市町村(協力者)の三者間で協定を締結し、決められた一定区画の直轄管理国道において、道路の美化清掃等のボランティア活動を実施。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
国土交通省 多くの河川、ダム関係事務所	自治体、県警、市民団体等	協議会等の開催	随時		事務所管内	不法投棄の防止、不法投棄に対する迅速・的確な対応を図るため、管内の自治体などと情報交換を行う協議会等を開催。	
国土交通省関東地方整備局 等8ヶ所	自治体	舟艇利用振興対策会議等の開催	年1~2回 (期日は未定)		管轄区域内	プレジャーボートの適正な係留、保管対策の推進にあたっては、各地域の実情に即した地域単位での取り組みが重要であるとの認識のもと、地方運輸局と地方整備局が共同で地方自治体等関係者との情報の共有体制及び各種施策の実施にあたっての協調体制を確立するため会議を開催。	83

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：北陸地方整備局

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
北陸地方整備局	-	河川巡視パトロール	通年	-	管内の所管河川区域内	河川パトロールで不法投棄の監視を実施。	-
北陸地方整備局	-	道路パトロール	通年	-	管内の直轄国道	道路パトロールで不法投棄の監視を実施。	-

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 第四管区海上保安本部

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
管内各海上保安部署		管内沿岸部の巡視警戒	通年		担任区域内沿岸部(愛知・三重)	巡視船艇・航空機・陸上から、海上及び沿岸部のパトロールを実施。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
管内各海上保安部署		海洋環境保全推進月間	6月		担任区域内(愛知・三重・岐阜)	マリーナ、漁協、大型商業施設等での啓発用ポスター掲示、小中学生を対象とした海洋環境教室、園児を対象とした環境紙芝居等。	
管内各海上保安部署	公益財団法人 海上保安協会	第18回「未来に残そう青い海」海上保安庁図画コンクールの実施	募集期間6月～8月(未定)	平成12年度	同上	海洋環境保全思想の普及促進等を目的とした小中学生対象の図画コンクールを(公財)海上保安協会との協賛で実施。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
管内各海上保安部署	海事及び漁業関係団体並びに関係行政機関等	海洋環境保全講習会	適宜		担任区域内	海事及び漁業関係者等を対象とした海上安全講習会等に併せ、海洋環境保全講習会を実施。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：富山県

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山県		不法投棄監視パトロール	通年	H17年度	富山市を除く県内全域	専従の不法投棄監視指導員(2名)が、車両にて不法投棄、不適正処理を監視、指導する。	
富山県		スカイパトロール	7月、10月	H14年度	県内全域	県消防防災ヘリコプターにより、上空からの不法投棄、不適正処理現場を監視する。	
富山県、石川県、金沢市、小矢部市		富山・石川県境における廃棄物不法投棄監視パトロール	10月	H18年度	富山・石川県境	県境における廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、県境付近を合同でパトロールするもの。	
富山県、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市		富山・石川県境における廃棄物不法投棄監視パトロール	7月	H28年度	富山・石川県境	県境における廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、県境付近を構成団体が合同でパトロールするもの。	
富山県、県内市町村		不法投棄重点監視パトロール	通年	H21年度	県内全域	各市町村が管轄区域内の不法投棄多発区域から「不法投棄重点監視パトロール区域」を選定し、県と市町村が協力してパトロール活動を行うもの。(28年度:51区域)	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山県	富山県警	産業廃棄物収集運搬車両路上検査	6月		富山県内	県内の主要幹線道路を通過する産業廃棄物収集運搬車両を停止させ、排出事業者名、マニフェスト、積載物などを確認する。	
富山県、富山市	富山県警	産業廃棄物収集運搬車両路上検査	10月		富山市内	富山市内の主要幹線道路を通過する産業廃棄物収集運搬車両を停止させ、排出事業者名、マニフェスト、積載物などを確認する。	
富山県、石川県、金沢市、小矢部市	富山県警	富山・石川県境における産業廃棄物収集運搬車両の路上検査	10月	H18年度	富山・石川県境	富山・石川県境を通過する産業廃棄物収集運搬車両を停止させ、排出事業者名、マニフェスト、積載物などを確認する。	
富山県、岐阜県、富山市	富山県警	富山・岐阜県境における産業廃棄物収集運搬車両の路上検査	10月	H27年度	富山・岐阜県境	富山・岐阜県境を通過する産業廃棄物収集運搬車両を停止させ、排出事業者名、マニフェスト、積載物などを確認する。	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山県		広報啓発活動	6月、10月		富山県内	環境月間、不法投棄防止月間に富山県の広報誌、新聞、ラジオ、電光掲示板等の広報媒体を利用し、不法投棄防止を呼びかける。	
富山県、(公財)とやま環境財団		エコライフ・アクト大会	6月	H19年度	富山市内(予定)	一般参加者に啓発グッズを配布する。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山県、中部地方環境事務所、富山県警察本部、伏木海上保安部、産業廃棄物協会、とやま環境財団、各市町村		富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会	5月、2月	H6年度	富山市内	廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成団体が不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	
富山県、石川県、金沢市、小矢部市		富山・石川県境における産業廃棄物の不法投棄の未然防止に関する連絡会議	6月、2月	H18年度	6月:富山県 2月:石川県	県境における廃棄物の不法投棄の未然防止に関する体制強化に取り組むため、構成メンバーが情報交換を行う。	事務局 6月:富山県 2月:石川県
富山県、各市町村	富山県警	家電品等無料回収業者の立入検査	7~8月	H23年度	富山県内	廃家電等の不適正処理、不法投棄の防止のため、各無料回収所の立入検査指導を実施し、廃棄物適正処理の徹底を図る。	
富山県、(一社)富山県産業廃棄物協会		産業廃棄物適正処理講習会	10月		富山市内(予定)	多量排出者、収集運搬業者を対象とした講習会を開催し、事業者に対し不法投棄防止カレンダー、パンフレットを配布する。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 石川県

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川県	石川県警、海上保安庁	不法投棄監視スカイパトロール	6月、10月、11月 (年4回予定)	H13年度	管轄区域内	県消防防災ヘリ、県警ヘリ、海上保安庁ヘリにより、上空からパトロールを実施し、不法投棄や不法焼却及び不適正処理現場等を監視する。	
石川県	福井県、加賀市、白山市、坂井市、勝山市	石川・福井県境合同パトロール	6月、10月 (年2回)	H17年度	石川・福井県境	県境での不法投棄防止ランドパトロールを行う。	
石川県	富山県、金沢市、小矢部市	石川・富山県境合同パトロール	10月 (年1回)	H18年度	石川・富山県境	県境での不法投棄防止ランドパトロールを行う。	平成29年度幹事:石川県

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川県	福井県	県境合同産廃車両路上検査	6月 (年1回)	H13年度	石川・福井県境	県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。	平成29年度幹事:石川県
石川県	富山県、金沢市	県境合同産廃車両路上検査	10月 (年1回)	H13年度	石川・富山県境	県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者名、処分事業者名、マニフェスト、積載物等を確認する。	平成29年度幹事金沢市

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川県	石川県警、各市町等	全国ごみ不法投棄監視ウィーク	5月～6月	H19年度	県内各所	全国ごみ不法投棄監視ウィークに合わせ、ラジオ放送、県境合同パトロール等を実施する。	
石川県	各市町	不法投棄防止強化月間	10月	H18年度	県内各所	不法投棄防止看板の配布、ラジオ放送、県内一斉パトロール等を実施する。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
石川県	石川県警、海上保安庁、各市、各業界団体	石川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	5月 (年1回)	H6年度	石川県庁	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	
石川県	福井県、石川・福井県警	県境における廃棄物の不法投棄行為に対する監視体制強化のための連絡会議	6月、10月 (年2回)	H17年度	石川県・福井県	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、両県が不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	
石川県	富山県、金沢市、小矢部市、石川・富山県警	県境における廃棄物の不法投棄の未然防止に関する連絡会議	6月、1月 (年2回)	H18年度	石川県・富山県	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、両県が不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	
石川県	石川県警、各市町	産業廃棄物不法処理防止地区情報交換会	11月 (年2回)	H7年度	県内2箇所	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	
石川県	石川県産業廃棄物協会	適正処理推進講習会	11月 (年1回)	H17年度	県内3カ所	産業廃棄物排出事業者及び処理業者の実務担当者を参集して、廃棄物処理法及び適正処理推進についての実務講習を行う。	
石川県	日本環境衛生センター・石川県産業廃棄物協会	産業廃棄物現減量化に関する事例発表と意見交換会	2月 (年1回)	H20年度	石川県庁	産業廃棄物の減量化・3Rを推進するために産業廃棄物排出事業者を参集して、県内企業による廃棄物減量化に関する事例発表及び参加者や3Rアドバイザーによる意見交換会を行う。	
石川県	石川県産業廃棄物協会	循環産業育成セミナー	2月 (年1回)	H5年度	石川県地場産業振興センター	産業廃棄物処理業者に対し、リサイクル技術の高度化やリサイクルビジネスへの転換を推進するための講習を行う。	
石川県	各市町	不法処理防止研修会	2月 (年1回)	H7年度	石川県庁	廃棄物の不法投棄等防止のため、市町の廃棄物行政担当者及び各市町の公共事業発注業務担当者に対して不法投棄防止対策について講習を行う。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 福井県

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
福井県		不法投棄防止パトロール	通年		各出先機関管内	出先機関職員による月2回の休日パトロール、2ヶ月に1回の夜間パトロール	
福井県	警察	不法投棄監視スカイパトロール	6月 10月		福井県内	県警ヘリに搭乗し、県内を上空からパトロールおよび不適正処理現場を視察する。	
福井県 石川県	石川県	福井・石川県境合同パトロール	6月 10月	H17年度	福井・石川県境	県境における廃棄物の不法投棄行為に対する体制強化の一環として石川県と合同の県境パトロールを実施する。	
福井県	民間委託	廃棄物不法投棄等監視業務(民間委託監視パトロール)	通年	H19年度	福井県内	県内不法投棄等監視業務および監視カメラ設置業務を民間の警備会社に委託	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
福井県	滋賀県、岐阜県、県税、警察	産業廃棄物運搬車両の路上検査	6月、10月	H12年度	福井・滋賀県境 福井・岐阜県境	産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者、処分業者、manifest、積載物等を確認する。	
福井県 石川県	石川県、警察	産業廃棄物運搬車両の路上検査	6月	H13年度	福井・石川県境	産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者、処分業者、manifest、積載物等を確認する。	
福井県	福井県税、警察	産業廃棄物運搬車両の路上検査	6月、10月		福井県内	産業廃棄物運搬車両を停止させ、排出事業者、処分業者、manifest、積載物等を確認する。	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
福井県	市町	全国ごみ不法投棄監視ウィーク	5月、6月	H19年度	福井県内	新聞、広報誌等による啓発。	
福井県	市町、警察、産廃協会、自治会	不法投棄廃棄物処理事業	適宜	H14年度	各出先機関管内	地域住民等の参加による不法投棄廃棄物の速やかな撤去を支援する事業を実施し報道発表して広報。	
福井県	市町、警察	不法投棄等防止啓発強調月間	12月		各出先機関管内	ラジオ出演、パネル展示、懸垂幕の掲示などの広報のほか、警察が発行する広報への掲載依頼。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
福井県 石川県	石川県、警察	県境における廃棄物の不法投棄行為に対する監視強化のため連絡会議	7月 10月	H12年度	福井・石川県	県境における廃棄物の不法投棄に対する監視強化するために、両県の構成員が情報交換や連携事業の確認を行う。	幹事:7月福井県 10月石川県
福井県	市町、土木、農林県職員	市町併任職員および立入権限付与職員に対する研修会	4月、6月		福井県内	市町の新規併任職員への研修、立入権限付与された県職員への研修を実施。	4月:市町職員 6月:他部署職員
福井県	土木、農林、警察、産廃協会、市町、民間団体	産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	出先機関 各年1回	H6年度	各出先機関	構成メンバーが不適正処理に対する情報共有、意見交換を行う。	
福井、岐阜、三重、滋賀	岐阜、三重、滋賀	四県廃棄物担当監視取締連絡調整会議	未定	H12年度	幹事県	不適正処理事案の監視取締業務担当者の情報交換、連絡事業の確認を実施。(まんなか共和国四県共同連携事業)	H29年度幹事 福井県

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 長野県

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県		スカイパトロール	4～5月 9～10月	H8年度	県内	長野県消防防災ヘリコプターにより、上空からのパトロール及び不適正処理現場等を確認する。	各7回、計14回
長野県	NEXCO東日本 NEXCO中日本	不法投棄防止夜間監視事業	6月から11月	H13年度	県内	職員により幹線道路の巡回や高速道路インターチェンジ等に駐留して、監視を行う。	
長野県		不法投棄監視連絡員によるパトロール	通年	H12年度	県内	県が委嘱した不法投棄監視連絡員(100名)により、不法投棄常習地帯を重点にパトロールする。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県	岐阜県 NEXCO東日本	産業廃棄物運搬車両点検指導	6月・10月	H7年度	県内	県内の主要道路を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、マニフェスト、許可証(写)、積載物等を確認する。	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県		広報媒体による普及啓発	5月			不法投棄監視ウィークに合わせて広報紙等による啓発を行う。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県	市町村 警察署 資源循環保全協会 環境美化団体 等	不法投棄防止対策協議会 (県内10広域圏ごとに設置)	各圏域の協議会ごとに 随時	H4年度	県内	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄の情報交換、不法投棄防止パトロール等を行う。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 岐阜県

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岐阜県	市町村	ランドパトロール	未定	H9年度以前	岐阜県内	地域ごとに設置されている廃棄物不適正処理対策連絡会議の構成メンバーにより、パトロールを実施する。	
岐阜県	市町村	スカイ&ランドパトロール	未定	H9年度	岐阜県内	地域ごとに設置されている廃棄物不適正処理対策連絡会議の構成メンバーにより、防災ヘリコプターを活用した陸空連携パトロールを実施する。	年5回程度
岐阜県	民間事業者(警備会社)	夜間・休日産業廃棄物不適正処理監視パトロール業務委託	通年	H12年度	岐阜県内(岐阜市を除く)	勤務時間外である夜間、休日におけるパトロール業務を民間事業者に委託して実施する。	夜間:225回/年 休日昼間:225回/年
岐阜県		不法投棄監視カメラ	随時	H17年度	岐阜県内(岐阜市を除く)	可搬式で簡易に設置できるカメラを活用し、産廃不法投棄等の実態を調査する。	6台保有

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
福井県、岐阜県	県警、県税事務所	福井県・岐阜県共同による産業廃棄物運搬車両路上検査	11月頃	H12年度	県境	産廃運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、排出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	H29福井県主催
滋賀県、岐阜県	県警、県税事務所	滋賀県・岐阜県共同による産業廃棄物運搬車両路上検査	6月頃	H10年度	県境	産廃運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、排出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	H29岐阜県主催
三重県、岐阜県	県警、県税事務所	三重県・岐阜県共同による産業廃棄物運搬車両路上検査	11月頃	H10年度	県境	産廃運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、排出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	H29三重県主催
長野県、岐阜県	県警、県税事務所	岐阜県・長野県共同による産業廃棄物運搬車両路上検査	10月頃	H23年度	県境	産廃運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、排出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	H29長野県主催
岐阜市、岐阜県	県警、県税事務所	産業廃棄物収集運搬車両に対する路上検査	11月頃	H20年度	岐阜市内	産廃運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、排出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	岐阜県主催
富山県、富山市、岐阜県	県警、県税事務所	産業廃棄物収集運搬車両に対する路上検査	6月頃	H27年度	県境	産廃運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、排出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	H29岐阜県主催
中部地方環境事務所、愛知県、三重県、名古屋市の、岐阜県	県警	環境省中部地方環境事務所及び三県一市による産業廃棄物運搬車両路上検査	10月頃	H13年度	幹事県市	産廃運搬車両に対し、廃棄物の積載状況、排出元、搬入先等を確認すると共に、適正処理について指導・啓発する。	H29年度幹事:愛知県(幹事県市は持ち回り)

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考

※不法投棄防止等の直接的なPRではないが、岐阜県内の排出事業者を対象に産廃の適正処理に係る啓発指導を随時行っている。

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岐阜県	市町村(岐阜市を除く)	産業廃棄物等立入検査強化事業の実施に係る産業廃棄物等に関する講習会	4月	H14年度	岐阜県内	産廃に係る立入検査ができるように県職員に併任している市町村職員に対し、法令等について説明する。	H29年度:2会場
岐阜県	市町村、警察署、消防本部	廃棄物不適正処理対策連絡会議	随時	H9年度	岐阜県内	各現地機関ごとに設置。関係機関が連携し、廃棄物の不適正処理事案に係る情報共有、合同パトロール等を実施する。	
東海・北陸ブロック構成県市	中部地方環境事務所	全国環境衛生・廃棄物関係課長会廃棄物部会東海・北陸ブロック会	未定	H11年度	幹事県市	産廃処理に係る情報交換等を行う。	H29年度幹事:岡崎市
愛知県、三重県、静岡県、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、岐阜市、静岡市、浜松市、岐阜県	中部地方環境事務所	四県七市産業廃棄物処理行政担当者会議	未定		幹事県市	産廃処理に係る情報交換等を行う。	H29年度幹事:浜松市
福井県、三重県、滋賀県、岐阜県		福井県・岐阜県・三重県・滋賀県廃棄物担当監視取締連絡調整会議	未定	H12年度	幹事県	産廃不適正処理事案の監視取締業務に係る情報交換等を行う。 (日本まんなか共和国4県共同連携事業の一環)	H29年度幹事:福井県
岐阜市、岐阜県		岐阜県・岐阜市廃棄物不適正処理対策調整会議	随時	H16年度	岐阜市内	産廃不適正処理事案に係る情報交換等を行う。	
岐阜県	市町村(岐阜市を除く)	岐阜県不適正処理廃棄物撤去支援事業交付金	随時	H25年度	岐阜県内	行為者が不明あるいは行政処分後も行為者の死亡又は資力不足により長期間放置されている産業廃棄物を市町村が撤去する費用の1/2を補助する。(県費上限:1事案300万円)	H28年度実績:1市1町 H29年度予定:1市1町

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：愛知県

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
愛知県	民間へ委託	不法投棄等監視業務(民間パトロール)	通年	H13年度	管轄区域内	民間の警備会社に、平日の夜間及び休日の昼間の監視業務を委託し、不法投棄等の不適正処理を行っている者に対する監視の強化を図る。	
愛知県	—	特別機動班強化事業	通年	H18年度	管轄区域内	警察官OBを県事務所に配置し、指導・監視の強化を図る。	
愛知県	愛知県内各市町村(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く。) 社団法人愛知県産業廃棄物協会 社団法人愛知県建設業協会	排出事業者及び産業廃棄物処理業者への一斉立入指導	6月1日～ 6月30日 11月1日～ 11月30日	不明	管轄区域内	産業廃棄物の適正な処理を推進するため、産業廃棄物の適正処理に係る指導期間を定め、排出事業者及び産業廃棄物業者への一斉立入検査を行う。 また、愛知県産業廃棄物協会等にパトロールの実施等の協力を依頼する。	
愛知県	—	ヘリコプターによる上空監視	年1回	H26年度	管轄区域内	地上からの監視が困難な場所等の監視を強化するとともに県民への不法投棄防止の意識づけを図るため、防災ヘリコプターによる上空からの監視を行う。	過去に、H12年度～H15年度まで実施。
愛知県	民間へ委託(操縦のみ)	小型無人飛行機(ドローン)による上空監視	年2回	H27年度	管轄区域内	障害物により地上からの監視が困難な場所等の監視について、産業廃棄物の不適正処理の改善につなげるため、廃棄物の保管状況の確認を行う。	ドローンの活用詳細については検討中。

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、中部環境事務所	警察署(実施場所所管)	3県1市産業廃棄物運搬車両路上検査	年1回	H12年度	29年度担当県内	県境を越えて広域的に移動する産業廃棄物の不法投棄など不適正事案を防止するため、県境を通過する産業廃棄物運搬車両を停止させ、マニフェスト、積載物等を確認する。	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
なし							

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
愛知県 (各県民事務所)	県関係機関、関係市町村、県警、関係団体等	地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	年1回	H14年度	県民事務所 (7事務所)	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、構成メンバーが不適正処理対策、不法投棄情報に関する意見交換等を行う。	
愛知県	—	食品廃棄物の処理に係る講習会(仮)	未定	H29年度	県内	廃棄物処理業者に対して、食品廃棄物の処理に係る法令順守の徹底等をテーマとした講習会を開催する。	
愛知県	—	食品廃棄物の処理に係る講習会(仮)	未定	H29年度	県内	県関係機関と連携して、食品関係団体の会員企業が一同に集まる説明会において、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の周知徹底を図る。	
愛知県	県産業廃棄物協会	排出事業者現地確認研修会(仮)	未定	H29年度	県内	県産業廃棄物協会と連携して、食品廃棄物処理に精通した専門家を講師に迎え、処理状況の確認ポイント等についての研修会を開催し、排出事業者の現地確認能力の向上を図る。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：三重県

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
三重県	県防災航空隊、県警	スカイパトロール	6,8,10,1月	H5年度	県内	全容が把握しにくい産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案を上空から監視するため、県防災ヘリや県警ヘリを活用したスカイパトロールを実施する。	
三重県	県警、(一社)三重県産業廃棄物協会、情報提供協定締結事業者等	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」三重県出発式	5月30日	平成20年度	県庁前駐車場	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」において、路上検査、スカイパトロール及び啓発活動等を実施するにあたり、関係機関と合同で出発式を挙行する。	
三重県	民間警備会社	産業廃棄物監視パトロール	通年	平成21年度	県内	県の人的、時間的な制約により間隙の生じやすい時間帯の監視活動を補完するため、県内全域の監視パトロールを民間警備会社へ委託する。	
三重県	市町等	不法投棄監視カメラ	通年	平成19年度	県内	間隙の無い監視活動を行うため、24時間連続稼働が可能な不法投棄監視カメラを活用する。あわせて不法投棄監視カメラの設置により、抑止効果を持たせ、未然防止を図る。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
三重県	滋賀県、岐阜県、和歌山県	産業廃棄物運搬車両の路上検査	5～12月	平成10年度	県境付近主要道	県境を越えて移動する産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止を目的として、産業廃棄物運搬車両に対する検査及び指導を行う。	
三重県	中部地方環境事務所、愛知県、岐阜県、名古屋市	産業廃棄物運搬車両の路上検査	10～12月	平成13年度	県境付近主要道	県境を越えて移動する産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止を目的として、産業廃棄物運搬車両に対する検査及び指導を行う。	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
三重県	(一社)三重県産業廃棄物協会	ごみ不法投棄監視キャンペーン	5.30～6.5	平成20年度	県内	ショッピングセンター等において、不法投棄等の情報提供を呼びかけるチラシ等を県民の方に配布し、県民の方の連携とご協力により幅広い監視体制を構築し、「不法投棄を許さない社会づくり」を進める。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
三重県	市町、情報提供協定締結事業者	三重県不法投棄等防止対策講習会	5月10日	平成20年度	津市内	産業廃棄物の監視・指導に係る知識及び技能の向上を図るため、産業廃棄物に係る立入検査業務を実施する市町職員及び情報提供協定締結事業者を対象とした講習会を開催する。	
三重県	不法投棄防止パトロール等活動団体	不法投棄等防止パトロール等活動団体支援事業	5月	平成23年度	津市内	廃棄物の不法投棄防止活動等に積極的に取り組む団体に対し、不法投棄防止パトロール用品を配布する。	
三重県	事業者	「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」締結式	7月頃	平成16年度	県庁	廃棄物の不法投棄等を発見した場合に県に対して情報提供いただくことにより早期発見・早期是正を図ることを目的として、情報提供協定を新たな事業者と締結する。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 金沢市

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
金沢市	町会連合会	廃棄物対策推進員による監視	通年	H4年度	金沢市内	市内62地区より廃棄物対策推進員を委嘱し、不法投棄の早期発見・早期対応を図る。	任期は2年
金沢市		不法投棄監視パトロール	通年	H21年度	金沢市内	職員2名が、市内の山間部及び海岸部を中心にパトロールを行い、不法投棄の早期発見・早期回収に努める。	
金沢市		不法投棄監視パトロール	6月、11月		金沢市内	期間中、7台の巡視車両が不法投棄防止街宣放送を行いながらパトロールを実施。	
富山県、石川県、金沢市、小矢部市	富山・石川県境における廃棄物不法投棄の未然防止に関する連絡会議	不法投棄監視合同パトロール	10月	H19年度	富山・石川県境	幹線道路周辺の県境区域を対象に、周辺自治体合同でパトロールを行う。	
金沢市		夜間パトロールの実施	夏～冬期	H29年度	金沢市内	不法投棄多発地域を重点的に夜間パトロールを実施。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山県、石川県、金沢市、小矢部市	富山・石川県境における廃棄物の不法投棄の未然防止に関する連絡会議	産業廃棄物運搬車両路上検査	10月	H18年度	富山・石川県境	産業廃棄物収集運搬車両の路上検査を行うことで、不法投棄の未然防止を図る。(排出事業者名、処分業者名、manifest、運搬車両表示、積載物などの確認)	
福井県、石川県、金沢市	所轄の警察署	産業廃棄物運搬車両路上検査	6月		石川・福井県境	産業廃棄物収集運搬車両の路上検査を行うことで、不法投棄の未然防止を図る。(排出事業者名、処分業者名、manifest、運搬車両表示、積載物などの確認)	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
金沢市	GOMITOMO学生連絡会(学生ボランティア)	不法投棄撲滅街頭キャンペーン	5月30日から6月末		金沢市内	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」及び環境月間の取組みとして、市内にてのぼり旗の設置、啓発グッズの配布を実施する。	
金沢市	市内・市近隣の各大学	ごみ出しルール及び不法投棄防止啓発に関する説明会	4月～6月		市内・市近隣の各大学	大学新入生に対し、ごみ出しのマナーやルールを説明するとともに、不法投棄防止を啓発する。	
金沢市	市内の各大学	卒業シーズン前の不法投棄防止啓発活動	12～3月	H27年度	市内の各大学投棄多発地区	学生街の多い自治会や不動産業者と連携し、引越ごみの不法投棄が多発するシーズンを見据え啓発パンフの配布を行う。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
金沢市		不法投棄防止監視カメラによる監視活動	H29年3月～同年12月まで	H21年度	市内不法投棄多発区域	不法投棄多発箇所に監視カメラ及び監視カメラ告知用看板を設置し、不法投棄未然防止等を図る。	
金沢市		不法投棄監視カメラの貸与	通年	H29年度	金沢市内	不法投棄に悩む地域団体へ監視カメラの貸与制度を創設。	
金沢市		不法投棄防止啓発看板の設置	通年		市内不法投棄多発区域	不法投棄多発箇所に不法投棄防止啓発看板を設置し、不法投棄未然防止等を図る。	H28年度より英語、中国語、韓国語併記
金沢市	廃棄物対策推進員研修会	不法投棄防止啓発事業	4月		金沢市施設	不法投棄に係る基礎知識、及び連絡体制等についての研修会を実施する。	
金沢市	警察、町会連合会、郵便事業者、民間運送会社など	不法投棄防止ネットワーク会議	11月	H15年度	金沢市内	不法投棄に関する情報交換・研修会等を行う。	
富山県、石川県、金沢市、小矢部市	富山・石川県境における廃棄物の不法投棄の未然防止に関する連絡会議		6月、2月(年2回)	H18年度	6月富山県 1月石川県	富山・石川県境の不法投棄防止対策共同事業の実施や情報交換等を行う。	
金沢菊水ライオンズクラブ	金沢市	不法投棄物合同回収作業	11月	H10年度	市内	地元のライオンズクラブ主催の不法投棄防止対策事業(投棄物回収等)を共同実施する。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：岐阜市

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岐阜市	民間警備会社	不法投棄監視等パトロール	適時	H6年度	市内	青色回転灯装備車で防犯パトロールを兼ね、不法投棄常習箇所のパトロールを実施する。(5時間/回×60回)	
岐阜市	職員	不法投棄監視等パトロール	通年	H19年度	市内	毎月第2土曜日、青色回転灯装備車で防犯パトロールを兼ね、不法投棄多発箇所の夜間パトロールを実施する。	
岐阜県・岐阜市	関係行政機関等	岐阜地域廃棄物不適正処理対策連絡会議	未定	H19年度	岐阜圏域・市内	岐阜県と合同で、県防災ヘリコプターによる空からのパトロール及び公用車で市内の不適正事案箇所等のパトロールを実施する。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岐阜県・岐阜市	警察署	岐阜県・岐阜市共同による産業廃棄物運搬車両に対する路上検査	未定	H20年度	市内	岐阜県と岐阜市が共同して産業廃棄物収集運搬車両の路上検査を実施し、積載物や携行書類等について検査・指導を行う。	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岐阜市	小中学校、不法投棄監視モニター	不法投棄防止ポスター	9月	H5年度	市内	市内小中学生から募集した原稿を基に不法投棄防止ポスターを作成し、公共施設や不法投棄監視モニターを通じて各地域の施設等に掲示する。	
岐阜市まるごと環境フェア実行委員会	岐阜市、環境保全団体、企業等	岐阜市まるごと環境フェア	秋期	H14年度	JR岐阜駅周辺	市民・環境保全団体・企業・行政等により市民総参加を促すイベントを実施し、環境意識の高揚を図ると共に具体的な行動を始める場とする。	
岐阜市	岐阜市	不法投棄防止チラシ	3月	H18年度	全世帯	不法投棄防止チラシを作成し、「ごみ出しのルール」と併せて市内全世帯に配布する。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岐阜市	市内警察署	廃棄物不適正処理防止に関する調整会議	春期及び秋期(2回)	H14年度	市役所	市内4警察署及び市の不法投棄担当で会議を行い、情報交換及び事案対する問題の共有化を図る。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 名古屋市

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
名古屋市		不法投棄防止重点場所の夜間巡回パトロール	通年(5、11月は強調月間)	平成13年度	市内全域	夜間に、不法投棄の多発又は恐れのある地域において、定点監視パトロール又は巡回監視パトロールを行う。	
名古屋市		監視カメラの設置による常時監視	通年	平成13年度	市内全域	不法投棄常習場所のうち、不法投棄が繰り返され生活環境に重大な影響を及ぼしたり、その恐れがある箇所へ監視カメラを設置し、常時監視する。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、中部地方環境事務所	警察署(実施場所所管)	三県一市産業廃棄物運搬車両路上検査	(年度内に1回)		29年度担当県内	管轄警察署と連携し、産業廃棄物収集運搬車両を対象に、車両表示、マニフェスト及び積載物等について路上検査を実施する。	29年度:愛知県

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
(一社)愛知県産業廃棄物協会、名古屋市		産業廃棄物不法投棄防止キャンペーン	6月		市内	(一社)愛知県産業廃棄物協会と行政が協力し、街頭での広報活動を実施する。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
名古屋市	名古屋市に隣接する17市町村	名古屋市隣接市町村不法投棄連絡会議	7月、11月	平成12年度	名古屋市及び市境	廃棄物の不法投棄問題について意見や情報の交換を行い、不法投棄対策の推進を図る。	
名古屋市		区安心・安全で快適なまちづくり協議会専門部会	適宜	平成13年度	各区	区ごとに行政と住民とが協働して、不法投棄防止対策の検討や情報交換、合同撤去、パトロールなどを行う。	
名古屋市	市内16郵便局 名古屋タクシー協会	民間事業者等からの不法投棄の情報通報制度	通年	平成13年度	市内全域	協定・覚書締結団体の社員等が不法投棄の現場を発見した場合、当該情報を市に通報していただく。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 富山市

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山市	—	不法投棄監視パトロール活動	通年		管轄区域内	全国ごみ不法投棄監視ウィーク・不法投棄防止強化月間時期は、職員が海岸沿、河川敷、山間地を重点的に監視パトロール	
富山市	富山県防災航空センター	不法投棄監視スカイパトロール活動	10月11日	H16年度	市内一円	県消防防災ヘリコプターを利用し、空中から監視	
富山市	委託業者	不法投棄監視パトロール業務委託	4月9日～3月31日	H21年度	市内全域	民間事業者へ不法投棄監視パトロールを委託(2人)	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岐阜県 富山県 富山市	岐阜県警、岐阜県税事務所(予定)	産業廃棄物不適正処理防止のための路上調査	未定	H27年度	富山県内(予定)	富山県及び岐阜県と合同で行い、産廃運搬車を任意に抽出し、積荷等を調査・指導。(2人)	
富山県 富山市	富山県警、富山県税事務所	産業廃棄物不適正処理防止のための路上調査	10月中旬	H17年度	富山県内(予定)	富山県と合同で行い、産廃運搬車を任意に抽出し、積荷等を調査・指導。(2人)	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山市 富山県	(一社)富山県産業廃棄物協会	産業廃棄物適正処理講習会	10月	H8年度	富山市(予定)	富山県内の排出事業者を対象として法令改正や適正処理のための講習会を実施(富山市、富山県の委託事業)	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
富山市	中部地方環境事務所	不法投棄監視カメラ設置事業	4月～6月(予定)	H18年度	富山市内	中部地方環境事務所より監視カメラを借り受けし、不法投棄多発箇所に監視カメラを設置する。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 豊田市

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊田市		航空写真を解析した不法投棄等調査・指導事業	4月～3月	H20年度	豊田市内全域	発見しにくい場所の不法投棄や比較的小規模な不適正処理に対する早期の是正を目的として、航空写真の解析などにより、是正措置が必要な場所を発見し、是正指導を行う。	
豊田市		監視カメラによる不法投棄の監視事業	4月～3月	H19年度	豊田市内全域	不法投棄が頻発する場所に監視カメラの設置し、行為者の解明及び不法投棄の防止を図る。	
豊田市		土石採取現場合同パトロール	4月～3月	H18年度	豊田市内全域	当市の廃棄物対策課と開発審査課により、土石等の採取現場のパトロールを行い、埋戻土砂などに混入した廃棄物の不法投棄等の早期発見と適切な指導を行う。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
足助警察署	愛知県(高圧ガス担当)、豊田市消防本部(危険物担当)、豊田保健所(毒物担当)、豊田市廃棄物対策課(廃棄物担当)	車両検問	11月	H23年度	未定 H28年度は、豊田市小田木町地内	産業廃棄物運搬車両の検問、指導を行う。	
豊田警察署	愛知県(高圧ガス担当)、豊田市消防本部(危険物担当)、豊田保健所(毒物担当)、NEXCO中日本、豊田市廃棄物対策課(廃棄物担当)	車両検問	11月	H18年度	未定 H28年度は、東名高速道路豊田インターチェンジ	産業廃棄物運搬車両の検問、指導を行う。	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊田市		廃棄物適正処理推進員による訪問啓発指導	4月～3月	H24年度	豊田市内全域	排出事業者責任の観点から、市内の事業所へ戸別訪問指導を実施し、廃棄物の適正処理と減量化・資源化を推進する。	H24年10月から開始

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊田市	日本郵便(株)豊田郵便局はじめ13団体	異変の通報に関する覚書に基づく措置内容連絡会議	6月	H17年度	豊田市内全域	協力団体(党書締結団体)の社員等が業務の途中で不法投棄等の通報対象の異変を発見した場合、市に連絡し、市が早期に対応することにより、市民生活の安全と地域環境の保全を図る。措置内容連絡会議は、通報のあった事案に対する内容についての報告等を行う。	
豊田市	(一社)愛知県産業廃棄物協会、豊田商工会議所 ほか	各種セミナー・講習会の開催	4月～3月	H25年度	豊田市内	産業廃棄物処理業者向けの講習会、廃棄物の排出事業者向けの講習会を開催し、廃棄物の適正処理の理解を深める。	
豊田市		はいたい通信の発信	4月～3月	H27年度	メールで配信	当市が選んだ業界情報や行政処分事例等の最新情報、法令の改正等の適正処理に役立つ記事を配信するメールマガジン	2月に1回の頻度で配信

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 長野市

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野市		不法投棄パトロール	通年	平成9年度	長野市内	職員及び業者委託によるパトロール及び回収を実施。	
長野県	信濃川を守る協議会 他	河川パトロール	5月・10月		管轄区域内	千曲川(信濃川)水系を管轄する自治体等が、それぞれ区域内のパトロールを実施。	
長野県・長野市	長野県警	不法投棄・不適正処理防止スカイパトロール	4月・10月	平成18年度	管轄区域内	長野県、長野県警のヘリコプターにより、上空からのパトロール及び不適正処理現場等を確認する。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野県・長野市	長野県警等	産業廃棄物収集運搬車両点検指導	10月		長野市又は周辺市のIC等	上信越自動車道IC付近を通行する廃棄物収集運搬車両を停止させ、 manifests、許可証、積載物等を確認する。	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
長野市		不法投棄防止看板設置	通年		長野市内	不法投棄防止看板を主要場所に設置。	
長野市		不法投棄・ポイ捨て禁止看板幹旋	通年		長野市内	申し出のあった地区に看板を配布。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
関東甲信越福島静岡地区の都県政令市		産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会	6月、10月			不適正処理の未然防止及び発生後の迅速かつ的確な対応のための情報交換、連携、協力体制の確保等。	
関東甲信越地区の都県政令市		産業廃棄物処理対策連絡協議会	7月、1月			産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名： 豊橋市

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊橋市	愛知県警	不法投棄監視スカイパトロール	1月下旬	H16年度	市内全域	愛知県警のヘリコプターにより、上空からのパトロール及び不適正処理現場の監視をする。	
豊橋市		委託による早朝、夜間、休日の監視パトロール	4月～3月	H14年度	市内全域	受託業者が、夜間休日の市内の不法投棄多発箇所等の巡回パトロールや指定した要監視事業所の監視等を実施する。	
豊橋市		監視カメラによる不法投棄の監視事業	4月～3月	H18年度	市内全域	監視カメラのデータの取得、解析により不法投棄の発見と適切な指導をする。	
豊橋市	(一社)愛知県産業廃棄物協会	不法投棄監視強化パトロール	6月		市内全域	本市職員と(一社)愛知県産業廃棄物協会が協力し、市内の不法投棄多発地域の監視パトロールを行う。	
豊橋市		夜間における事業所立入・監視パトロール	4月～3月		市内全域	職員による夜間の立入や監視パトロールを適宜実施する。	

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊橋市	愛知県警	産業廃棄物収集運搬車両路上検査	11月	H25年度	市内	産業廃棄物収集運搬車両に対し、積載物や携帯書類等について検査、指導を行う。	

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊橋市		各種不法投棄防止用機器の設置	4月～3月		市内全域	センサーライト、防止用看板、防止用テープなど、不法投棄防止用機器を市内の不法投棄多発箇所に設置し、啓発を行う。	
豊橋市		事業系リーフレットの作成、配布	4月～3月		市内全域	事業系ごみの適正処理等について記載したリーフレットを作成し、市内の事業者へ配布し、啓発を行う。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
豊橋市	タクシー協会、郵便局	不法投棄等通報に関する覚書事業	4月～3月		市内全域	各事業所職員の業務等巡回時に、不法投棄等を発見した場合に市に通報する「覚書」を結んでいる。	

平成29年度における不法投棄監視等の取組予定について

機関名：岡崎市

1. パトロール関係

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岡崎市	なし	不法投棄等監視スカイパトロール	未定(年2回)	H25年度	管轄区域内	ヘリコプターをチャーターし空からの監視を実施し、大規模な不適正処理事案等を発見後、立入りをし違法性があれば是正する。	H28:9/1、2/10
岡崎市	なし	不法投棄等監視パトロール	通年	H17年度	管轄区域内	H17年度～H24年度に航空写真解析により抽出された不適正処理の継続事案及びH25年度から新たに把握した不適正処理事案を、不法投棄等情報管理システムを活用し監視・指導を行う。	
岡崎市	なし	不法投棄等休日パトロール	11月～3月	H20年度	管轄区域内	月2回程度、休日に処理業者を中心に巡回パトロールを実施する。	
岡崎市	なし	不法投棄等夜間パトロール	未定	H26年度	管轄区域内	月2回程度、夜間に不法投棄多発地域を中心に巡回パトロールを実施する。	
岡崎市	なし	画像解析による不法投棄等監視パトロール	未定	H27年度	管轄区域内	職員自らが2箇年分の航空写真を比較・解析し、画像に変化のあった場所など不適正処理の恐れがあると判断された現場に立入、必要に応じて指導・啓発等を行う。	H28:6月～3月

2. 路上検査

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岡崎市	岡崎警察署、愛知県	産業廃棄物収集運搬車両路上検査	未定(年1回)	H21年度	管轄区域内	産業廃棄物の収集運搬に関し、廃棄物処理法を遵守しているか確認するために収集運搬車両の路上検査を実施する。	H28:11月 愛知県西三河県民事務所廃棄物対策課と合同で実施
岡崎市、豊田市	岡崎警察署又は豊田警察署	産業廃棄物収集運搬車両合同路上検査	未定(年1回)	H26年度	管轄区域内	産業廃棄物の収集運搬に関し、廃棄物処理法を遵守しているか確認するために収集運搬車両の路上検査を豊田市と合同で実施する。	路上検査場所は、交互に選定 H28年度 豊田市で実施

3. 啓発活動

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岡崎市	なし	不法投棄等防止強化月間	6月	H23年度	市広報誌に掲載	環境月間や不法投棄監視ウィークに合わせて、市広報誌などで不法投棄等防止等呼びかける。	

4. 協議会・講習会・研修・その他

実施主体	協力主体	事業名等	実施(予定)日	開始年度	場所	事業概要	備考
岡崎市	なし	廃棄物処理に係るセミナー(排出事業者・処理業者)	未定	H26年度	岡崎市役所他	廃棄物処理法の理解を深め、更なる知識の習得を目的として、廃棄物排出事業者等を対象とした廃棄物の適正処理に係る説明会を行う。	H28年度 1回
岡崎市	岡崎森林組合	「廃棄物の不適正処理の情報提供に関する協定書」に基づく業務	通年	H25年度	管轄区域内	岡崎森林組合の職員が業務中に廃棄物の不適正処理のおそれがあると思われる状況を確認した場合、情報の提供を受け、遅滞なく廃棄物処理法等の法令に基づき適切に対処する。	

不用品回収業者に引き取られた廃家電の行き先(ほんの一例)



野ざらしで保管

売却



重機で破碎圧縮(フロンや鉛を垂れ流し)

売却



廃家電などを含んだスクラップを輸出

中国における使用済電子機器の処理実態
 ※これらの全てが日本から輸出された物とは限らない。



農家のあぜ道に山積みされている輸入電子機器



ケーブルの燃焼で煙りが出る様子



煙の中で作業をする様子



はんだごてを利用し鉛を溶かし電子部品を取り出す様子



電子機器の基板を焼くストーブ



電子機器廃棄物を燃やしている様子

http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/uhe_h250417_an.html

環境省 | 廃棄物・リサイクル対策 | 廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入

文字サイズ 小 中 大



廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入

[環境省](#) > [廃棄物・リサイクル対策](#) > [廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入](#) > [国・品目別規制情報](#) > [品目別情報](#) > [使用済家電製品の無確認輸出未遂について（嚴重注意）](#) > [廃棄物の無確認輸出未遂について（嚴重注意）](#)

平成 25 年 4 月 17 日

大和リテック株式会社
代表取締役 藤原 和市 殿

中部地方環境事務所長
池田 善一

廃棄物の無確認輸出未遂について（嚴重注意）

貴社が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定により中国向けに平成 24 年 12 月 3 日に輸出申告した貨物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）（昭和 45 年法律 137 号）第 19 条第 2 項の規定による立入検査及び廃棄物処理法第 18 条第 2 項に規定する報告の徴収等を実施した結果、廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物（以下、「廃棄物」という。）に該当することが明らかになった。

廃棄物の輸出に当たっては、廃棄物処理法第 15 条の 4 の 7 において準用する第 10 条第 1 項に定める手続きが必要であり、その手続きを経ずして輸出しようとした場合は法令違反となり、未遂も含めて廃棄物処理法第 25 条第 1 項第 12 号又は同条第 2 項に規定する罰則の対象となる。また、輸入国の基準に違反する可能性もあり、輸出が行われた場合には、輸入国で輸入が認められず、二カ国間で問題が生ずる恐れがあった。

以上により、今回の貴社の行為は極めて不適切な行為であり、嚴重に注意する。

また、今後、このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 輸出貨物の仕入搬入時並びに保管時及び船積時において、貨物の内容を十分に確認し、輸出申告貨物に廃棄物混入が生じることがないように、具体的な再発防止策を策定し貴社従業員への指導・教育を徹底すること。
なお策定された再発防止策及び貴社従業員への指導・教育の状況、並びに当該貨物の処分方法を記載した顛末書を平成 25 年 5 月 2 日までに当方に提出すること。
- 2 当該貨物から廃棄物に該当するとして選別を行った貨物は仕入元に返品（返品が不可能な場合は特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく「指定引取場所」に持ち込むこと）し、処理が完了した旨を後日報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合に当たっては、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努め、廃棄物を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。
- 4 今後 5 年間、当該貨物と同種の貨物の輸出を行う場合にあっては、輸出を行う港のある地域を管轄する地方環境事務所への事前相談を行うこと。

新聞広告
(H26年 全国47都道府県地方紙掲載)

朝日新聞 夕刊
(平成25年4月11日)

廃家電や粗大ごみの処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

法を守った適正な処理が確認できません!

無許可業者によって回収された廃家電が、不法投棄や不適正処理された事例が報告されています。

空き地で回収
テラスを配布
インターネットで広告

詳しくはこちら▼
環境省 不用品回収 検索

無許可の回収業者にはこのような例があります。

ご家庭から廃家電などの廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可や委託が必要です。「産業廃棄物処理業」の許可や「古物商」の許可では回収できません。

25年)4月11日 木曜日 夕刊 岐阜

使用済みの家電
無許可収集容疑

岐阜県警、業者を逮捕

岐阜県警は11日、使用済みの家電製品などを無許可で無料収集したとして、岐阜市の回収業「ファイブエス」の経営者小林泰雄容疑者(27)と元従業員岡井真澄容疑者(27)を廃棄物処理法違反(一般廃棄物の無許可収集・運搬)の疑いで逮捕し、発表した。県警によると、無料回収業者の逮捕は極めて異例だという。小林容疑者は「回収業をしていたことは間違いないが、違法を知らなかった」と否認している。

生活環境課によると、小林容疑者らは岐阜市から廃棄物収集の許可を受けていないのに、昨年11月から今年1月、5回にわたり、岐阜市内の回収所で、一般家庭からテレビや洗濯機などを引き取った疑いがある。

岐阜市はファイブエスを2度指導したが改善されず、岐阜県警が2月、同容疑で小林容疑者宅を家宅捜索していた。ファイブエスは空き地を「無料回収所」として利用。使用済み家電などを無料で引き取って野積みにしてきた。家電などを破砕して金属くずを取り出し、販売して利益を得ていたとみられる。環境省は昨年3月、家電製品を野外保管する場合は「廃棄物と判断。無許可業者への指導強化を自治体に通知していた。

不用品回収業者に関する情報は

環境省 不用品回収

検索

「環境省 いらなくなった家電製品は正しくリユース・リサイクル！」

中部地方環境事務所における不用品回収業者対策

不用品回収業者による不適正保管(不用品回収業者逃走)



中部地方環境事務所における不用品回収業者対策

スクラップ回収業者による不適正処理(指導中の状況 1/3)

※冷蔵庫を粉砕し、少しずつスクラップ等の雑品に混ぜたもの



中部地方環境事務所における不用品回収業者対策

スクラップ回収業者による不適正処理(指導中の状況 2/3)

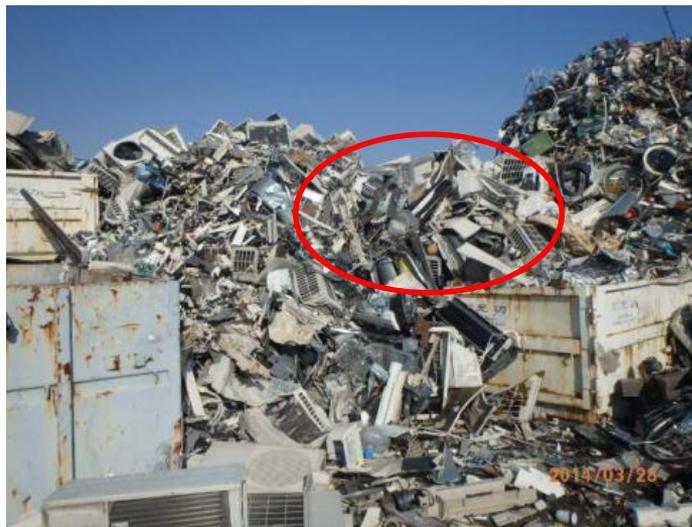
※産廃として処理させる断熱材等



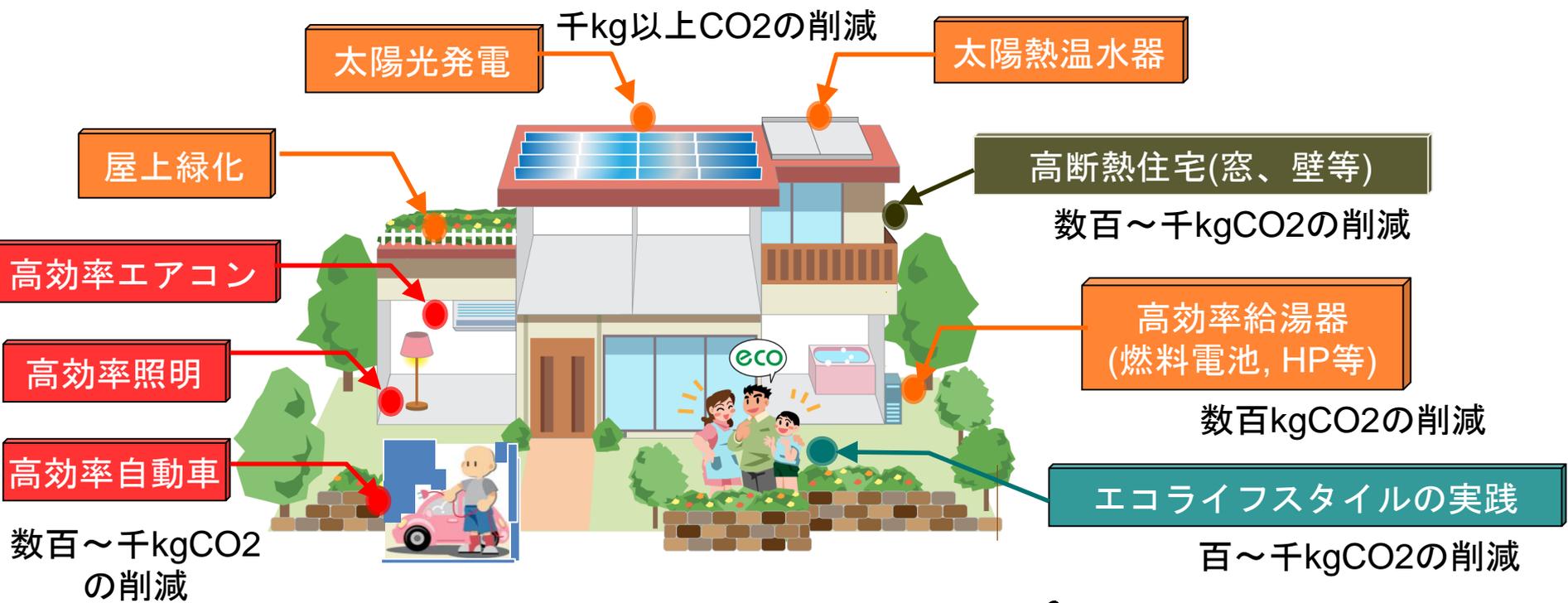
中部地方環境事務所における不用品回収業者対策

スクラップ回収業者による不適正処理(指導中の状況 3/3)

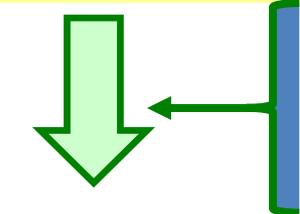
※大量の廃エアコン → 家電リサイクル法のルートで処理するよう指導



フロン排出量の相場観 快適な居住空間と省エネの実現との比較



1世帯当たりCO2排出量(2010年度)
約4758kgCO2/世帯



- 高効率技術への買換え効果 : 数百~千kgCO2削減
- 再生可能・新エネの導入効果 : 千kgCO2以上削減
- インフラ整備の効果 : 数百~千kgCO2削減
- エコライフスタイルの実践 : 百~千kgCO2削減



一方、家庭用のエアコン、冷蔵庫、カーエアコン1台に充填された冷媒フロンを大気中に排出してしまうと、約2000kgCO2の排出量に相当する

様々な対策を講じて、排出量を半減程度(約2000kgCO2/世帯)は(費用を投じれば)実現可能だろう

注: 省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」、温室効果ガスインベントリオフィス等を参考に概算。前提条件により数値は変動する。

廃棄物処理制度専門委員会報告書

平成29年2月3日

中央環境審議会循環型社会部会
廃棄物処理制度専門委員会

中央環境審議会循環型社会部会

廃棄物処理制度専門委員会 委員名簿

(五十音順。◎：委員長)

大迫 政浩	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長
◎ 大塚 直	早稲田大学法学部教授
鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
佐々木 五郎	(公社)全国都市清掃会議 専務理事
島村 健	神戸大学 大学院 法学研究科教授
新熊 隆嘉	関西大学 経済学部教授
高岡 昌輝	京都大学 大学院 地球環境学堂教授
田崎 智宏	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 循環型社会システム研究室長
辰巳 菊子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
谷上 裕	東京都環境局資源循環推進部長
永井 良一	(公社)全国産業廃棄物連合会 副会長・法制度対策委員長
中杉 修身	元上智大学教授
見山 謙一郎	(株)フィールド・デザイン・ネットワークス代表取締役 事業構想大学院大学客員教授 多摩大学経営情報学部客員教授
山田 政雄	(一社)日本経済団体連合会 環境安全委員会 廃棄物・リサイクル部会長
米谷 秀子	(一社)日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物部会長

目次

1. 背景と経緯	1
2. 基本的視点	1
(1) 適正処理の更なる推進	2
① 排出事業者責任の徹底	2
② 処理業者による適正処理の確保に向けた仕組みづくり	2
③ 現場での機動的な対処を重視した仕組みづくり	2
(2) 健全な資源循環の推進	3
① 排出抑制・適正な循環的利用の推進	3
② 優良な循環産業の更なる育成と各種手続等の合理化	3
3. 制度見直しの主な論点	4
(1) 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上	4
① 現状と課題	4
② 見直しの方向性	4
(2) マニフェストの活用	5
ア マニフェストの虚偽記載等の防止	5
① 現状と課題	5
② 見直しの方向性	5
イ 電子マニフェストの普及拡大	6
① 現状と課題	6
② 見直しの方向性	7
(3) 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底	7
① 現状と課題	7
② 見直しの方向性	8
(4) 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化	8
ア 許可の取消しに伴う措置	8
① 現状と課題	8
② 見直しの方向性	8
イ 処理困難通知	9
① 現状と課題	9
② 見直しの方向性	9

(5) 廃棄物処理における有害物質管理の在り方	9
ア 情報提供	9
① 現状と課題	9
② 見直しの方向性	10
イ 処理基準等	10
① 現状と課題	10
② 見直しの方向性	10
(6) 廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点	11
ア 適正な処理が困難な廃棄物の処理	11
① 現状と課題	11
② 見直しの方向性	11
イ 建築物の解体時等における残置物	12
① 現状と課題	12
② 見直しの方向性	12
ウ 廃棄物処理施設設置許可等	12
① 現状と課題	12
② 見直しの方向性	12
(7) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組	13
ア 有害特性を有する使用済物品の健全な再生利用の推進	13
① 現状と課題	13
② 見直しの方向性	14
イ バーゼル法との二重手続等の改善	15
① 現状と課題	15
② 見直しの方向性	16
(8) 優良な循環産業の更なる育成	16
① 現状と課題	16
② 見直しの方向性	16

(9) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組	17
ア 再生利用指定制度等の更なる活用	17
① 現状と課題	17
② 見直しの方向性	17
(ア) 再生利用認定制度及び再生利用指定制度の活用	17
(イ) グリーン購入等の措置	18
イ 資源効率性の向上に向けた対応	18
① 現状と課題	18
② 見直しの方向性	18
(1 0) 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化	18
① 現状と課題	18
② 見直しの方向性	19
(1 1) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し	19
ア 親子会社間における自ら処理の拡大	19
① 現状と課題	19
② 見直しの方向性	19
イ 許可申請等の負担軽減や合理化	20
① 現状と課題	20
② 見直しの方向性	20
ウ 欠格要件	21
① 現状と課題	21
② 見直しの方向性	21
(1 2) 地方自治体の運用	21
① 現状と課題	21
② 見直しの方向性	21

(7) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

ア 有害特性を有する使用済物品の健全な再生利用の推進

① 現状と課題

内部に有害物質が含まれ、本来の用途での使用を終了した電気電子機器等（以下「使用済電気電子機器等」という。）は、不適正な取扱いを受けやすく、その場合に生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある物であるが、近年、このような使用済電気電子機器等が雑多な物と混ぜられた金属スクラップ（以下「雑品スクラップ」という。）などの形で、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づく輸出時の規制を事実上ほとんど受けず、輸出先でどのような取扱いを受けるか不明な状態で輸出されている。

水際規制を受けずに輸出された使用済電気電子機器等が輸出先で十分な技術を持たない者によってリサイクルされることにより、現地での人の健康や環境に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

また、雑品スクラップを積載した船舶や保管中のスクラップヤードにおいて、火災が発生し、港湾周辺等の生活環境や経済活動に影響を及ぼす事例も発生している。さらに、スクラップヤードでの保管や破砕等に際して使用済電気電子機器等に含まれる有害物質が周辺に飛散するなど生活環境への悪影響が生じることも懸念される。

電気電子機器等については、使用を終了したもので、リユースに適さない物は、「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）等に基づく適正処理が確保されたリサイクルルートを整備することにより、適正な資源循環の実現を目指してきたところであるが、当該ルートを外れ雑品スクラップ等として輸出に至る事例もある。このような事例では、有害物質を適正に管理するためのコストが十分に内部化されておらず、国内の適正処理を行っている事業者との間で、競争上の不公平が生じていることが懸念される。

環境省は、平成24年3月に使用済家電製品の廃棄物該当性を明確化するための通知（いわゆる「3.19通知」）を発出し、リユースに適さない又はその目的に適さない粗雑な取扱いがなされている場合等には、無料で引き取られ、又は買い取られたものであっても、廃棄物に該当すると判断して差しつかえないこと等を地方自治体に助言している。

しかしながら、地方自治体からは、3.19通知だけでは有償取引されている物品及びその取扱いを廃棄物処理法で取り締まりを行うことは困難であるとの指摘がある。こうした状況を受け、例えば鳥取県では、平成27

年 12 月に独自の条例を制定し、特定の使用済物品等を保管する施設に対する届出制度や保管基準を導入している。

本年 4 月に取りまとめた「廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会」報告書の中では、生活環境の保全上の支障が生ずることのないようにするため、「インフォーマルセクターで取り扱われることで国内外での環境汚染が懸念されることから、水際のみならず、上流まで遡って、国内での排出から収集、運搬、保管、その後の輸出から相手国におけるリサイクルに至るまでの一連の取扱いを環境上適正に管理し、有害廃棄物等の不適正な越境移動を防止するための方策を検討すべきである」とされたところである。

② 見直しの方向性

使用済電気電子機器等が、製品としての再使用が行われず、破砕等されたもの（雑品スクラップがこれに該当）については、ぞんざいに取り扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要があるものと考えられる。スクラップヤードにはある程度広域的な範囲から物品が持ち込まれている実態があること、使用済電気電子機器等に起因すると考えられる火災が発生していることや保管、処分等に際して有害物質が周辺に飛散するなどの環境影響の懸念が生じていることを踏まえ、そのような生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有する物の保管や処分をしようとする者について、法的対応も含め、都道府県等による一定の規制に係らしめるべきである。

例えば、その保管や処分等に関して、飛散・流出を防止する等の処理基準の遵守を求めることができるようにすることで、生活環境への悪影響を防止することができるようにすべきである。さらに、処理基準の遵守状況を確認し、及び遵守を徹底するため、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべきである。

こうした措置を講じるに当たっては、適正処理が確保されたリサイクルルートでの使用済電気電子機器等の資源循環を促すという視点が重要であるところ、家電リサイクル法に基づき再商品化等を実施する施設や小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の処理施設での取扱い等、法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、又は環境汚染のおそれがないと考えられる場合には二重規制とならないよう留意をすべきである。また、雑品スクラップではなく、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがない金属スクラップの再資源化を阻害することのないよう、留意をすべきである。

あわせて、スクラップヤード業者について、一般廃棄物の取扱いの疑いやバーゼル法に基づく輸出等にも関係する場合は、適宜、都道府県等と市

町村や国の行政機関が連携することが期待される。

なお、雑品スクラップの輸出に対する規制については、別途進められているバーゼル法の見直しに係る検討の場において、並行して他法令においても輸出までの対応について十分な検討を行うべきとの意見があったことを踏まえつつ、環境上不適正な輸出を防ぐための対策を総合的に進めていくべきである。

イ バーゼル法との二重手続等の改善

① 現状と課題

廃棄物等を輸出しようとする者が、その輸出に当たって廃棄物処理法に基づく手続が必要かどうかを判断することが困難な事例があることから、その改善が求められている。また、廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸出確認とバーゼル法に基づく環境大臣の輸出確認との間で審査内容等の重複が生じており、その改善が求められている。

さらに、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）の規定に違反して我が国に廃棄物が不法に輸入された場合には、同条約に基づいて輸出国に当該廃棄物を返送することが認められているが、現行法では、このような場合であっても通常の廃棄物と同様に環境大臣の輸出確認を行う必要があるため、返送が円滑に行えないという問題も存在する。

中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議においては、バーゼル法における特定有害廃棄物等の輸出入に関して、環境汚染等が生ずるリスクに応じた規制水準の適正化を図る観点からバーゼル法の見直しの方向性について検討が行われたところである。

この検討の中では、輸入国によって環境上適正な処理が行われることがあらかじめ確認されている施設（事前同意施設）で再生利用等を行う目的でOECD加盟国向けに特定有害廃棄物等を輸出する場合の手続の簡素化、我が国での処理において環境汚染等が生ずるリスクが低いと考えられる特定有害廃棄物等の輸入における手続の簡素化、試験分析を目的として少量の特定有害廃棄物等の輸出入を行う際の手続の簡素化、といった各種の手続を簡素化する方向性が示された。特定有害廃棄物等が廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合もあることから、同専門委員会からは、上述の簡素化等を実現するために廃棄物処理法とバーゼル法との一体的な措置が求められているところである。

② 見直しの方向性

事業者負担を軽減するため、輸出に際して廃棄物処理法に基づく手続の要否を迅速に判断することができるようにするとともに、廃棄物処理法に基づく輸出確認とバーゼル法に基づく輸出確認との間で重複が生じていることを踏まえ、これらの確認に関する審査を簡素化するなど必要な措置を講ずるべきである。

また、バーゼル条約の規定に違反して我が国に廃棄物が不法に輸入された場合には、同条約に基づいて輸出国に当該廃棄物を返送することができるように必要な措置を講ずるべきである。

さらに「中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議報告書」においてバーゼル法の見直しに併せて、廃棄物処理法においても一体的な措置求められている事を踏まえ、輸入国によって環境上適正な処理が行われることがあらかじめ確認されている施設（事前同意施設）で再生利用等を行う目的でOECD加盟国向けに廃棄物を輸出する場合の手続の簡素化、我が国での処理において環境汚染等が生ずるリスクが低いと考えられる廃棄物の輸入における手続の簡素化、試験分析を目的として少量の廃棄物の輸出入を行う際の手続の簡素化、についても、必要な措置を講ずるべきである。

(8) 優良な循環産業の更なる育成

① 現状と課題

優良産廃処理業者認定制度は、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性等の点において通常の許可基準よりも厳格な基準に適合する優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を付与するとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進する観点から、平成22年の廃棄物処理法改正において創設された。平成23年4月の施行から平成28年9月末までに7,670件（業者数としては1,050者）の認定を行っており、その認定数は着実に増加しているが、その認定の数と質の両面の向上が必要である。

また、廃棄物処理に関する優良な人材育成に向けた取組をより推進するための措置が必要である。

② 見直しの方向性

優良産廃処理業者認定制度の目的である産業廃棄物の適正処理の積極的な推進のため、優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、都道府県等による事実確認等を通じ、その事実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 現状と課題

(1) 廃棄物の不適正処理事案の発生

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生



<明らかになった課題>

- ①許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- ②電子マニフェストの活用による、不適正事案の早期把握や原因究明等が必要

(2) 雑品スクラップの保管等による影響

鉛等の有害物質を含む、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、破碎や保管されることにより、火災の発生や有害物質等の漏出等の生活環境保全上の支障が発生。



<明らかになった課題>

- こうした有価で取引され、廃棄物に該当しない雑品スクラップ等の保管等に際して、行政による把握や基準を遵守させることなど、一定の管理が必要

2. 改正案の概要

(1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化

① 許可を取り消された者等に対する措置の強化（第19条の10等）

市町村長、都道府県知事等は、**廃棄物処理業の許可を取り消された者等**が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して**必要な措置を講ずることを命ずること**等ができることとする。

② マニフェスト制度の強化(第12条の5)

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付けること**とする。

(2) 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け(第17条の2)

○人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の**有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）**について、

- ・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への**届出、処理基準の遵守等の義務付け**
- ・処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加等の措置を講ずる。

(3) その他

○親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。（第12条の7）

施行期日 2(1)②以外：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
2(1)②：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 【バーゼル法】の概要

1. 背景

- バーゼル法は、有害廃棄物の環境上不適正な輸出入の防止を目的とするバーゼル条約の国内担保法。
- 平成4年の法制定から約25年が経過し、また、近年、非鉄金属二次資源の国際取引の増大に伴い、輸出・輸入ともに増加。こうした中で、以下のような事象・ニーズが出ている。
- 輸出では、①**雑品スクラップの不適正輸出**や**輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加**や②**使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生**。
- 輸入では、**廃電子基板等は、有用な金属を含んでおり、欧州連合等との国際的な資源獲得競争が激化**。事業者からは、③**輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべき**との要望がある。
- 「日本再興戦略2016」においても、本年度中の検討と早期に必要な措置の実施が求められている。

シップバックされた
雑品スクラップ

不適正な輸出
事案が発生



廃電子基板等の
電子部品スクラップ

事業者からは
高い輸入ニーズあり



2. 法律の概要

有害廃棄物等の輸出規制の適正化や再生利用（リサイクル）等目的での有害廃棄物等の輸入規制の緩和を図るため、特定有害廃棄物等の範囲の見直し、輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度の創設による特定有害廃棄物等の輸入手続の緩和等の措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

A. 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直し（第2条）

- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、我が国においても特定有害廃棄物等として、輸出承認を要件化**。あわせて、**規制対象物を法的に明確化**。（①）
- 途上国からの再生利用（リサイクル）等に適した廃電子基板等の輸入について、輸入承認を不要**とするよう、**規制対象物の範囲を見直し**。（③）

B. 特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化（第4条）

- 輸出先の環境汚染防止措置について環境大臣が**確認する事項を明確化**。（②）

C. 特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度の創設・輸入手続緩和

- 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設（第14条～第16条）。認定輸入事業者が、認定再生利用等事業者による再生利用等のために特定有害廃棄物等の輸入を行う際の、**輸入承認を不要**とする（第8条）。（③）

施行期日（予定）： 公布の日から1年6か月以内で政令で定める日

【参考資料】

中部地方不法投棄対策連絡会について

1. 背景・趣旨

平成19年2月、安倍総理から、「美しい国」日本を目指す取組の1つとして、ごみ不法投棄対策の推進について、関係各省庁が連携して取り組むように、との指示があり、これを受けて「廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議」が設置された。

この連絡会議は、循環型社会を構築し、不法投棄の撲滅を図るための廃棄物対策について、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、円滑な推進を妨げる諸問題を検討するとともに、その効果的な推進を図ることを目的とし、内閣官房が環境省の協力を得て設置・運営するものであり、関係省庁が構成員である。

平成19年2月5日に開催された第1回会議において、関係省庁が連携して、不法投棄対策の一層の取組を進めることとされた。具体的には、5月30日～6月5日を「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」と定め、関係各主体との連携のもと、監視・啓発活動等の取組を進めるとともに、その後、より幅広い不法投棄対策について検討していくこととされた。そのうち、地域での取組として、地方環境事務所が中心となって都道府県・市町村や地方の廃棄物関係団体等と連携し、排出事業者や一般住民に対する普及啓発活動や早期発見・早期対応のためのパトロール等を実施することとされた。また連携強化のための体制整備としても地方環境事務所が中心となり、国と自治体との連絡会議の整備を推進することとされた。

2. 設置の目的

これらの状況を踏まえ、平成19年9月、中部地方環境事務所管内において、国と地方公共団体の協力・連携の下で、ごみの不法投棄対策の推進を図る事業等について、情報交換・意見交換を行う場として「中部不法投棄対策連絡会」が設置された。

3. 構成員

中部地方環境事務所管内7県8政令市、関係省庁（警察庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁）の各出先機関を構成員とする。

具体的には、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、金沢市、岐阜市、名古屋市、富山市、豊田市、長野市、豊橋市、岡崎市、関東管区警察局、中部管区警察局、中部管区行政評価局、

北陸農政局、東海農政局、中部森林管理局、近畿中国森林管理局、関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、北陸信越運輸局、第四管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、第九管区海上保安本部、中部地方環境事務所の関係課長レベル（詳細は別紙の中部地方不法投棄対策連絡会構成員名簿を参照）。

4. 主要な議題

- ・ 不法投棄の状況について
- ・ 国の機関及び各自治体の不法投棄対策について
- ・ 不法投棄対策に関する情報交換・意見交換
- ・ 今後の対応 等

5. 事務局

環境省 中部地方環境事務所

(別紙)

中部地方不法投棄対策連絡会構成員名簿

平成28年4月1日現在

	機関名	構成員（部署・職名）
1	関東管区警察局	広域調整部広域調整第一課長
2	中部管区警察局	総務監察・広域調整部広域調整第一課長
3	中部管区行政評価局	第二部第1評価監視官
4	北陸農政局	生産部生産技術環境課長
5	東海農政局	生産部生産技術環境課長
6	中部森林管理局	計画保全部保全課長
7	近畿中国森林管理局	計画保全部保全課長
8	関東経済産業局	資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長
9	中部経済産業局	資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長
10	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長
11	関東地方整備局	企画部企画課長
12	北陸地方整備局	企画部企画課長
13	中部地方整備局	企画部企画課長
14	近畿地方整備局	企画部企画課長
15	北陸信越運輸局	交通政策部環境・物流課長
16	第四管区海上保安本部	警備救難部環境防災課長
17	第八管区海上保安本部	警備救難部刑事課長
18	第九管区海上保安本部	警備救難部刑事課長
19	富山県	生活環境文化部環境政策課長
20	石川県	環境部廃棄物対策課長
21	福井県	安全環境部循環社会推進課長
22	長野県	環境部資源循環推進課長
23	岐阜県	環境生活部廃棄物対策課長
24	愛知県	環境部資源循環推進課長
25	三重県	環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課長
26	金沢市	環境局環境指導課長
27	岐阜市	環境事業部産業廃棄物指導課長
28	名古屋市	環境局事業部廃棄物指導課長
29	富山市	環境部環境政策課長
30	豊田市	環境部廃棄物対策課長
31	長野市	環境部廃棄物対策課長
32	豊橋市	環境部廃棄物対策課長
33	岡崎市	環境部廃棄物対策課長
34	中部地方環境事務所	廃棄物・リサイクル対策課長